

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和6年3月15日（金）
午前10時01分～午後5時15分
場 所： 第一委員会室

出席委員 （7人）	委員長 委員 委員 委員	小林 憲一 遠藤 ちひろ 上杉 ただし いじま 文彦	副委員長 委員 委員	いちち 恭子 岩永 ひさか 三階 道雄
--------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------	---------------------------

出席説明員	オンブズマン事務局長 （兼）総務部検査担当課長	片岡 千晴		
	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 （兼）総務部参事	榎本 憲志郎
	市民自治推進担当部長 市民自治推進担当課長事務取扱 （兼）コミュニティ・生活課長事務取扱	田島 元	企画課長	小形 雄一郎
	行政管理課長 （兼）DX推進担当課長	大島 亮弥	資産活用担当課長	萩野 健太郎
	広報担当課長	大竹口 直柔	情報政策課長	竹田 昂士
	総務部長	藤浪 裕永	総務契約課長	櫻田 芳恵
	人事課長	森合 正人		
	市民経済部長	磯貝 浩二	課税課長	齋藤 友美雄
	経済観光課長	渡邊 哲也	観光担当課長	加藤 大輔
	保健医療政策担当部長	本多 剛史	道路交通課長	檜島 幹夫
	公園緑地課長	長谷川 哲哉		
	会計管理者 （兼）会計課長	高階 靖哲		

案 件

件 名		結 果
1	第 1 7 号議案 多摩市総合オンブズマン条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第 1 8 号議案 多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第 1 9 号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	第 2 0 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決すべきもの
5	第 2 1 号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決すべきもの
6	第 2 2 号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7	第 2 3 号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8	第 2 4 号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9	第 2 5 号議案 多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
10	所管事務調査 市民生活と市の業務に関する D X について	継続調査
11	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	令和 6 年 4 月 1 日付多摩市組織改正について	企画課
2	第 2 期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版 【令和 4 年度の取組】	企画課
3	多摩市国土強靱化地域計画（素案）	企画課
4	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて（状況報告 8）	行政管理課
5	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課

6	豊ヶ丘・東寺方複合施設検討の進捗について	行政管理課 市民自治推進担当 コミュニティ・生活課 児童青少年課 高齢支援課 図書館
7	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正及び「多摩市施設白書（資料編）」の更新について	行政管理課
8	（仮称）アセットマネジメント計画の策定に向けた現時点の考え方について	行政管理課
9	令和5年度シティセールス活動報告と令和6年度に向けて	秘書広報課
10	一部収納代理金融機関における店頭窓口収納の終了について	財政課 会計課
11	マイナンバーの紐づけに関する総点検の結果について	情報政策課
12	多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
13	週休2日制確保工事の実施について	総務契約課
14	「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について	総務契約課
15	第213回国会における税関連法の概要（令和6年度地方税制改正の主な内容）	課税課
16	「キャッシュレスでGO！GO！多摩～生活者応援！みんな2（に）こ2（に）こキャンペーン～」の実施結果について	観光担当
17	多摩市都市農業振興プランの改定について	経済観光課
18	多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告	観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課

午前１０時０１分 開会

小林委員長 ただいまの出席委員は７名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第１、第１７号議案 多摩市総合オンブズマン条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

片岡オンブズマン事務局長 多摩市総合オンブズマン条例の改正についてご説明する。改正の主な理由については、平成２２年に多摩市総合オンブズマン制度を開始するに当たり、平成１２年からの福祉オンブズマン制度の実績を勘案して、その時点で最もメリットの大きい方法を選択してきた。このたび社会情勢や苦情処理状況の変化を踏まえて、現状に則した改正を行いたいと考えているものである。

主な改正の内容は、第９条のオンブズマンの組織で、現行では「１期に限り再任することができる」とあるのを「再任を妨げない」と改めたいと考えている。その理由については、下の５点である。申し立て案件が複雑化し長期化しているので、安定性や継続性がより重要になってきている。相互理解や周知のためのオンブズマンの活躍の場が多い。多摩市は調査対象の幅が大変広い。これは民間福祉事業者を対象としているというところが含まれている。採用条件がほかの市に比べて群を抜いて厳しい。勤務時間が長い。最後の２つについては、これが大きな理由ともなり、なかなか人を探すのが難しい、受けてくださる方を探すのが難しいという部分も絡んでくる。

そのほかについては、第２条の定義で、下水道条例の改正に伴う改正。これは１２月に関連条例について既にお認めいただいているところである。あとは文言の調整である。

次のページに行って、まず新旧対照表のここの部分だということを抜粋した。

次、任期の長短によるメリットは、任期が長いと安定性や継続性が高まる、任期が短いと新しい視点による活性化が望める。あと、ほかの自治体の例では、オンブズマンの負担が大きいので2期までにしてくれと弁護士会から要望があったと聞いている。

多摩市において「1期に限り」とした理由。これは平成12年の福祉オンブズマンにまでさかのぼるが、当時市の附属機関として設定したわけであるが、その時点で多摩市附属機関等の設置運営に関する要綱があり、多くの市民参画を促すために「委員の在任期間は、原則として8年を超えないものとする」という条文があった。そしてオンブズマンも、本来は独立した機関として設定したかったのであるが、法律上それが難しいということで附属機関にしたわけである。附属機関であるからには8年を超えないというところを重視するべきだろうということで3年と3年で6年、3期やると9年になってしまうので2期までとした経緯がある。それと、当時先行していたのが川崎市の市民オンブズマン条例で、そこでは「2期に限り」としていたので、それもまた参考に引っ張ってきたところである。ちなみに、その後の自治体に関しては、多摩市と川崎市を参考にして「2期に限り」とした自治体がそこからどんどんふえていったという現状がある。

あと、最初に申し上げた理由の5つについて簡単に申し上げる。まず長期化しているということで、これは福祉オンブズマンの時代、もともと簡易迅速の制度であるので何とか1か月以内に結論を出したいということで目指してそれに近づいたときもあったが、結果としてどんどん長期化していて、2月末の時点では申し立てから結論の通知まで84日である。ちなみに申し立てをしたいというお申し出をいただいてから申し立ての面談まで結構お待たせしてしまうことがあり、また意見表明や是正勧告をした後で、通知を出した後でその趣旨を新たに直接説明するというところを行っているのでトータルの期間を見ると100日近くいってしまうという現状がある。

あと複雑化で調査の対象が複数にわたるケースがふえていて、例えば市だったら複数の所管、民間であれば民間と市の所管といったことで、23件中9件と半分近くがそういうことになっている。そういったことで安定性

がより重要になってきたところである。あと相互理解や周知のためのオンブズマンの活躍の場が広いということで、施設見学や研修、相互理解などに広く活躍していただいている。ほかの自治体でも同様のことを行っているところがあるが、これだけ広く網羅しているのは多摩市ぐらいかと思っている。

次のページに行って、調査対象の幅が広いということがある。これは先ほど申し上げた協定を結んだ民間福祉事業者も対象としているということである。ちなみに、多摩市と同様の制度をとっている自治体がもう一つあるが、多摩市の場合協定は200越えであり、そちらのもう一つの自治体については20台30未満と桁違いで、ここまでやっているのは多摩市のみと自負している。

そして、採用条件が厳しい。これは条例によって議員や政治団体との兼職はだめ、利害関係の団体の兼職がだめというのはどこの市もあるが、そのほかの規定があるのが多摩市を含む4市である。そして、条例以外の運用の中でオンブズマンが中立であることはもちろんであるが、中立であるに見えることもかなり重視している。したがって、運用としては市の附属機関などのほかの委員をやっているときの兼職の禁止、これは多摩市ともう一つの市の事例がある。あとの3つは多摩市だけで、市の相談員などを行っている場合そちらは降りていただく、あと協定を締結した民間福祉事業所の相談員等またはその弁護士といったものも兼職はできない。そもそも協定を結んでいるのがこれだけ幅広いというのは多摩市ぐらいであるが、あと一切のしがらみを避けるということでご自宅や事務所が多摩市にある方は最初から対象外という形にしている。

あともう一つは、勤務時間が長いことで、多摩市は月に換算すると24時間で、多摩市と同じかそれ以上の自治体もあるが、全部多摩市よりも規模の大きい自治体であるので、多摩市ぐらいの規模で拘束時間が長いというのは、他の自治体ではないことである。そういったたくさんの時間を多摩市に費やしていただいているので、見学会、勉強会、研修、それから発意調査を積極的に行うなど、そういったプラスアルファの活動も積極的に行うことができている。

以上、オンブズマンの継続性・安定性を重視ということで「1 期に限り」ではなく「再任を妨げない」という形に改めさせていただきたいと思っている。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員 2 点確認したいと思う。まずこの改正に当たって現職のオンブズマンの方から意見を聞くようなことはあったのかということ。それから、任期については再任を妨げないという訂正によるメリットは今承知したところであるが、気になるのが短い場合は負担を軽減あるいは回避できるということである。今のご説明だと多摩市は非常に守備範囲も広く、きめ細かく様々な工夫を凝らされているという反面、そこは負担が大きいかと思う。その解消に関して、再任を妨げないということでその解決というか負担の大きさに関してはどのように考えているのか。この 2 点を確認したいと思う。

片岡オンブズマン事務局長 まずオンブズマンから意見を聞いたかということについては、今のところもしかしてそのときに自分の都合が悪くなければ考えてもよいということは言っている。確約にまではもちろんいかないわけで、2 つ目を 1 つ目と一緒に話ししてしまうが、負担の解消については、負担はこれ以上軽くはならないと思う。あとはオンブズマンが引き受けてくれるかどうかというだけである。ただ、そのときに決してこちらのほうでお願いだからもう 1 期やってほしいというような無理な願いはしないということは申し合わせているし、それを引き継いでいくつもりである。実際多摩市の中でも 1 期のみ、本人は 2 期務めるつもりでいたのであるが、ある事務所のサブをやっていて、その長の方の体調が悪くなり繰り上がって長になったと、したがってこれは忙しくてとてもやっていけないというようなことがあって 1 期限りという方もいたが、そのときも無理に引き止めるようなことはせずに、あくまでご本人の意思尊重ということにしている。今後もそのようにしたいと考えている。

いぢち委員 非常に重要なお仕事をさせていただいている中で、この多摩市ならではの様々な工夫、また勤務時間の長さといったことで、一定の負担が重いということも理解した。今回の改正に関して異論を唱えるものではないが、言

ってみれば安定性・継続性が必要で非常に複雑化した事案がふえていること、勤務時間が長いこと、様々な負担を考慮して、今後現状に即してオンブズマンの皆さんのご活躍、また負担についてはきめ細かく考えていただき、ほかの形で解消が必要である場合はまたいろいろ考えていっていただきたいと思っている。以上、意見として終わる。

岩永委員 今回の改正については、この改正をすることによって、よりオンブズマンの皆さんが働きやすい環境等、私たちも人を探すのに苦労しなくてもよいという状況があるかと思うが、まずこのオンブズマンの方を選ぶためにはどのような形で手続をされているのかについて伺いたいと思う。

片岡オンブズマン事務局長 福祉オンブズマンのときは、大学の教授と弁護士お一人ずつという形だったが、総合オンブズマンになってから両方弁護士の方をお願いしている。それに当たっては、先ほど申し上げた条件をクリアできる方で、現職の方にどなたか推薦・ご紹介いただけないかということで教えていただき、とにかく話だけでも聞いてやってくれというところまでは結んでいただいている。そして、職員で直接お話に行って、どういう業務をするのか、そういったことにご理解いただけるのかということを説明して受けていただけるときもあるし、残念ながら断られることもあり、その場合はまた新たな方を紹介していただいたりしている。ほかの自治体の事例では、弁護士会からの推薦を求めるというものもあるが、弁護士さんの場合、白と黒をつけるのがお仕事だと思うが、裁判だったら勝つか負けるか、そうではないこの中間の部分であるのだよという趣旨、中間についても踏み込んで間違っていない、だがという、そのだがのところまで行くのだという趣旨を説明して、それで受けていただける方というのは、単純に弁護士さんだったらどなたでもできるとかそういうのではない、その部分まで酌んでくださる方ということで、直接知っている人を紹介という形をとっている。それは福祉オンブズマンのときからも、ずっとそういう形である。

岩永委員 ということは、良い方を紹介していただきながら選んでいくということかと思った。最初は多摩市の福祉オンブズマンということだったので、福祉系のことに明るい方というような感じだと思うのであるが、苦情の内容

や傾向によって弁護士さんの得意・不得意分野のようなものがあるのかと
思ったりするが、そうしたあたりについてはオンブズマン事務局ではどの
ように考えているのか。

片岡オンブズマン事務局長 これは得意不得意関係なく順番でやっていただいている。

1 番目の案件をこちらのオンブズマンが受けたら、2 番目の案件はこちら
のオンブズマンというふうになっている。ただ例外的に、1 人に非常に未処
理の案件が重なってしまって、もう 1 人は割と片づいた後というような場
合は順番の調整をすることがあるが、内容による振り分けは基本行ってい
ないというか、そこまでできないのが現状である。

岩永委員 そうした中で、主に事務局の職員の皆さんはどのような形で日々業務を
行っておられるのか。

片岡オンブズマン事務局長 基本は申し立てをしたいという電話・窓口など受けてその趣
旨を聞き取り、内容がオンブズマンに該当することであれば、オンブズマ
ンの日程を調整する。一応原則としてご本人が苦情の趣旨をまとめてくる
ことになっているが、実際にはほとんどの方がそれは難しい。したがって、
趣旨を聞き取り、その概要をまとめてこういうことかと確認した上でオン
ブズマンにつなぐ。また、オンブズマンのオンブズマン憲章の中で投げら
れたボールは受けるというのが第 1 章にあるので、オンブズマンの案件で
なくても、そのボールを打ち返すことはせずに、ボールを受けて適切なと
ころにパスをするようなことも日常的に行っており、そのためにこういっ
た相談機関苦情紹介シートなどで労務関係はこちらである、医療関係はこ
ちらであるというように、できるだけ何も持たずに帰すことのないように
行っている。基本的にオンブズマンの業務、制度などについての調査・確
認を求められたときはそういったことをフォローする。あとは周知活動の
企画や実施などである。

岩永委員 多摩市のオンブズマンというのは非常に活躍の場が多いと伺っている。
例えば研修や周知活動というイメージがつくが、オンブズマンと所管と
の合同勉強会や施設見学会と書いてあるが、これはどういったことなのか。

片岡オンブズマン事務局長 制度の勉強、例えば今年度に関しては障害者差別解消法を所
掌している障害福祉課の課長・係長とオンブズマンとのお互いの制度の違

いを紹介し合い、意見を交換することを行った。施設見学については、民間事業所や市の施設ということもあるが、今年度はヴィータのTAMA女性センターを窓口にして、ヴィータの多摩ボランティア・市民活動支援センターやTIC（多摩市国際交流センター）や公民館の見学、あと男女平等の関係の苦情処理についての意見を伺った。以前はそういった相談員との意見交換などを行ったこともあり、それはそういった相談機関がふえている多摩市の今後の課題と思っている。

岩永委員 いろいろと勉強会をやったり施設見学をされたりしているが、そうした場でオンブズマンの皆さんが感じられたこと、ご意見や感想などもあるかと思うが、そういったことは各所管に開示されているのか。

片岡オンブズマン事務局長 所管に対してはもちろんお礼も申し上げているが、こちらは「多摩市のオンブズマン」という年次報告の中で、施設見学や合同勉強会、研修などについても報告している。

岩永委員 報告をするということではなく、そうした勉強会や施設見学の結果がきちんと市政運営の中にも反映されていくとよいと思っている。本当にそのオンブズマンの皆さんのご活躍の機会が多いので、そうしたことを受けてくれる方を見つけるのは多分大変なのだろうと思うが、この制度は市民にとっても大事な制度だと思っているので、これからもよりよく発展していけるように努めていただきたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

小林委員長 これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第17号議案 多摩市総合オンブズマン条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第18号議案 多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

田島市民自治推進担当部長 第18号議案になる。本市では、一個前の第五次総合計画第3期基本計画の重点課題として、市民・地域と行政との新たな協働の仕組みづくりについて検討してきた。これまで第7期、第8期の2期にわたって多摩市自治推進委員会でご議論いただいた。また、中間支援団体と共に4つのモデルエリアで実践をしながら将来に向けたコミュニティ自治のあり方について、ここで目指すべき方向性を決定した。これまでの参画・協働を多世代、多分野に広げていくことで誰もが緩やかにつながりあるコミュニティをつくり、これによって地域が抱える課題解決、さらにはまちの魅力や価値の創造を目指していくところである。こういった目指す姿を今回の協創という形で定義し、これに向けて市の執行機関として仕組みや仕掛けづくりなど環境整備をしていくことを今回この自治基本条例の条例の中に盛り込んでいきたいと思い、ご提案をさせていただいている。

今回の改正により、施行は来年度令和6年4月1日を予定している。

中身については、第18号議案で提案させていただいているが、第3条に協創という定義を盛り込む改正、また、第28条以下を繰り下げて、第28条に協創という条項を1条加え、この協創に向けて市の執行機関として必要な環境整備を行っていく、努めていくという2つの情報を追加させていただきたいと思っている。

今簡単にご説明させていただいたが、今回資料をつけさせていただいているので、よろしければ資料に基づいて少し詳しく説明させていただきたいと思う。資料は、総務常任委員会の案件2の資料1を使わせていただければと思う。また、資料2-1と2-2も参考までにつけているが、こちらの説明は割愛させていただきたいと思う。

それでは、資料の1をご覧くださいと思う。こちらの資料は、基本的にはこの条例改正に向けて12月に市民の方を対象とした説明会を実施したので、その際に使った資料をもとに作成している。

2ページ目にあるが、全体としては12月の16日・17日・20日の

3回行わせていただいた。今回3つの中間支援組織、中間支援機能を担う団体とともに行わせていただいた。16日については一般社団法人コミュニティネットワーク協会、17日については中央大学の中村ゼミ、20日については合同会社M i c h i L a bと一緒に、基本的には第1部で条例改正の説明、第2部でセミナーやワークショップを開催させていただいた。参加人数についてはそちらに書いてあるところである。

3ページ目が、16日の内容である。こちらはコミュニティネットワーク協会と行ったもので、登壇者はそちらにあるが、名古屋でやっておられるNPOわっぱの会による事例紹介、また、市内のあいクリニックで相談室を行っておられる方、昨年行ったTAMATAMA FESTIVALを主催されている方等に登壇いただいてパネルディスカッションを行った。

次の4ページ目が、17日に行ったもの。こちらは中央大学の中村ゼミと行ったものであるが、その際にファシリテーターとして第2部では和田さんという方にグラフィックレコーディングを行っていただき、こちらで説明した内容について想い等を出していただいたという内容である。

次の5ページ目が、20日の内容である。この第2部は若者会議としてワークショップを行った。この際にUR都市機構の方にも参加をいただき、特にモデルエリアの一つにしている諏訪エリアをフィールドとして何かできることはないかというアイデアを出していただいた。それに基づいて先日のキャンドルナイトというイベントにつながった会であった。

6ページ目は、実際にこの3日間の説明会で出していただいたアンケートの主な内容等になるが、そちらにある、特に赤字になっているようなところ、今回提案をさせていただくが、行政も縦割りから横割りに横断的になっていかなければいけないのではないかという内容、行政には様々な主体との橋渡しになっていただきたいという内容、また特に今回の条例改正は、後ほどご説明するが協働のまちづくりをさらに進めていくための新たなスタンスを示す改正であることが理解できたというご意見もいただいたところである。一番下には、地域の現役世代、若い世代の方になるべく入ってもらうことを今回目指しているが、共働きの方等もふえていて、そういった方に関心を持ってもらうのはなかなか難しい面もあるのではな

いかというご意見もいただいているところである。

7 ページ目以降が実際に説明会で説明したこの条例改正の内容である。ページ数もあるので簡単にご紹介したいと思うが、8 ページ目が、これもよく使うところであるが、今回の自治基本条例は来年度で20年を迎える。その当時一番近い国勢調査が2005年だったが、当時の人口ピラミッドである。人口はあまり変わっていないが、高齢化率が15%台で、今の約半分の高齢化率であった。真ん中が現在で、さらに推計上2060年には40%で人口も10万人と少しになるであろうというところを示している。そういった中で、中段に書いてあるが20年前と比較して高齢化もかなり進行していき、特に多摩市の大きな特徴としては後期高齢者の方が非常にふえており、また社会全体でもライフスタイルや働き方も多様化し、さらにここでコロナ禍もあり、かなり社会状況が変化していることと、「地域が抱える課題の複雑化」と書いてあるが、一つの部署で対応するのは困難な重層的な課題がふえているということで、一番下にあるが先ほど申し上げた第五次総合計画第3期基本計画の中でこういった協働の仕組みづくりについて令和元年度から取り組んできたところである。

9 ページ目が、背景としてこういったことを目指したというところを図式化したものであるが、左が現状、右が将来である。どうしても行政組織自体は縦割りであるので、その組織ごとに地域と関わりを持っているというところ、分野ごとの対応、また市民の方もリーダー層の方が重複しかつその担い手が不足している。下にあるが、お一人の方が何役も担っておられて、今かなり問題になっているが、リーダーの方がおられなくなるとその組織の活動自体もなくなってしまうような状況が今見えてきている。これをなるべく右のように、行政としても横断的に対応するような仕組みに変えていきたい、また、リーダーと言われる方よりもプレーヤーと言われるような方をふやしていくことでもう一人の負担は軽減していくような仕組みに変えていきたいと思っている。また、下にあるが、縦割りで地域に関わっていくのではなく、なるべく多様な主体が緩やかにつながり合えるような場や機会をつくっていくためのしくみやしかけをこれまで検討してきた。

10ページ目が、自治推進委員会である。令和元年11月にこの2つ、協働の仕組みづくりと、特に今回若い現役世代の地域参加、行政への参画を促進するための仕組みについて諮問したところである。今回は協議・議論だけではなく実践も伴ってやってきたので、順次モデルエリアをふやし、令和2年度の時点で東寺方小エリアと諏訪中エリアの2つのエリアからまずスタートし、令和3年度からは青陵中エリア、令和4年度からは東愛宕中エリアと、それぞれ中間支援を担う組織を変えながら取り組んできたところである。

11ページ目、これまでの取り組みとして、特にこれは東寺方小エリアをモデルに書いてあるが、東寺方小学校はそういった地域の横断的な組織が存在しないエリアであったので、まずはアンケート調査を行って538名の方から回答をいただいた。その中でも関心がある人が全体の半数、ただ実際に地域で活動している方は10%・1割しかいなかったという現状があったので、アンケートからエリアミーティングという形、無作為で抽出した方にその地域でワークショップをやるのでご賛同願うということできっかけづくりをし、その中で実際に地域の状況や活動内容等を知ることにつながりをつくって次のステップに進んでいくことを狙ってここでは取り組みをしてきた。その右にあるが、考え方としては10の活動をするお一方、先ほども一人で何役もやっている方がおられると申し上げたが、リーダーをふやすよりもプレーヤーをふやしていく、1の活動をする10人を目指して取り組んできたところである。

12ページ目が、これは実際に参加者側の目線でどういった方向に持っていきたいかをつくったところであるが、まず委員会等に応募していただいたり、東寺方ではミニプロジェクトとして「幸せの多摩拾い」というまちのごみ拾い等もやったが、そういったことで視野が広がったり仕事にも生かせる、なるべくこの活動等を通してポジティブに市民の方が変わっていくことを図式化してつくったものが12ページである。

13ページ、実際に取り組んできて得られたメリットとして大きく3つあるかと思っている。それが色分けしたウェルビーイングの観点、セーフティーネット、持続可能性といったことで、これは実際に取り組まれた方

の意見から拾ったものであるが、ウェルビーイングの観点としてはご自分の生活や仕事にこういった取り組みに参加したことが生かされているというご意見、またセーフティーネットとしてはその地域の中で顔の見える関係ができつつあるというご意見、持続可能性としては特にお子さんたち次の世代にこういったことを引き継いでいきたいというご意見をいただいたところである。

こういったご意見等も踏まえて、14ページ目、しくみやしかけをこれまで検討してきたが、そのポイントとして、この矢印は特にアプローチしていく、行政として関わっていくところを書いているが、先ほども申し上げたように行政としてはまずきっかけをつくっていった、その中でつながりをつくったり次のステップへつなげていくといったことを広げていくことで参加した方がより実践者になっていく、プレーヤーになっていくというところを後押ししていくようなしくみやしかけをこれまで検討してきたところである。

15ページ目、自治推進委員会では主に議論をしてきたところであるが、主にこの4つのテーマ、エリア制の位置づけ、無関心層を掘り起こしていく、中間支援組織、地域担当職員、こういった大きく4つのテーマごとにしくみやしかけを検討してきたところである。右のほうに図式化しているものがあるが、エリアの考え方として、例えば今回4つのエリアを通学区域で取ったが、エリア内だけで関係が完結するのではなく、エリア外の人たちも重要ではないか、今回大学生や市外の方にも協力をいただいているが、そういったエリアの取り方を緩やかにしていったほうがよいのではないかという視点と、あと下は階段状になっているが、まず興味を持って、それを次、自分のためにから誰かのために、そして継続していく、そういうステップアップしていくような仕組みが必要ではないかというご議論を自治推進委員会の中でいただいたところである。

16ページ目、これは何枚か出したが、検討してきた中で実際に四角で色で囲っているところが実際のしくみやしかけと考えているが、行政としてはまずこういったこれまで関わっていなかった人たちに呼びかけをしていく。一番左にあるが、地域の中に場づくりをしていく。そういった中で

これまで知り合いでなかった方々がつながり合えるような場をつくり、かつ今回中間支援として大学や若者会議、社団法人とあったが、こういった第三者的に伴走支援していくような仕組みも入れる。また、青で真ん中の中段にあるが、そのつながりが可視化できるようなツール、連絡・共有手段のようなものも必要ではないかといった意見が出てきている。

17ページ目が、具体的にしくみやしかけについてこれまで検討してきたが、その中では3つの柱、これは以前もご説明したが「支える」「つなぐ」「掘り起こす」のもとに4つのしくみやしかけをこれまで自治推進委員会の中でも提案いただいたところである。職員体制として協創職員制度、また第三者支援として中間支援機能を担う団体による伴走支援、場や関係性を持たせる機能として特に多活動マッチング型のプラットフォームを地域につくっていくということ、そしてツールとしては地域共助が可視化できるようなツール、どこで誰が何をしているのか、何が必要かということがわかるような、そしてそれをポイントとして還元して、できれば地域通貨のような形で使えるような仕組みが必要ではないかというご意見をいただいたところである。

こういったしくみやしかけを入れることによって、18ページ目にお示ししたように現状を右のように、こういった4つのしくみやしかけを自治推進委員会から提案いただいたので、こういったものを入れていくことによって多様化複雑化する地域課題の解決につなげて、行政としても横断的な対応のプレイヤー層を拡大していく方向を目指していきたいと思っている。

これまで検討してきた内容をまとめたのが19ページ目になる。下から上がっていく形になるが、これまでの参画、協働、20年前につくった自治基本条例の中で設定をしたが、状況もかなり変わってきて、課題も見えてきた。こちらは、真ん中にあるしくみやしかけ、今3つの柱4つの具体的なしくみ・しかけを提案いただいているが、こういった新たなしくみやしかけで環境整備を行うことで、上に黄色の枠で囲っている協創社会、「協創」という言い方を今回使っているが、多世代が参画、多分野で協働が生まれていくことで誰もがつながり合えるコミュニティがつくれ、それが

課題解決やまちの魅力、価値の創造につながっていくことを目指していく、こういった考え方を今回右上にある自治基本条例に反映させていきたいと考えている。

20ページ目が、自治基本条例の内容を簡単に説明したところであるが、前文があり、下のほうに大きく最高規範であること、また市民の定義についても在住・在学・在勤プラス様々な団体も入れていること、また参画と協働についても規定をしている。

こういった自治基本条例の大きな考え方を変えずに、新たに21ページにある、先ほど申し上げた協創という考え方を第3条に定義として加え、第28条に、新たにこの協創の実現に向けて行政として必要な環境整備、先ほど申し上げた地域協創のしくみやしかけをしていくことを今回条例に盛り込んでいきたいと考えている。

このような内容で説明させていただき、また年末年始にかけてパブリックコメントを行い、今回この条例改正のご提案をさせていただいたところである。

小林委員長

市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員

今回「協創」という言葉が出てきてこれを条例に盛り込みたいということである。ただ、「協創」という名前が出る前から多摩市はずっと地域委員会制度、また地域担当職員制度といった概念も出してきた、こうした地域課題の解決、地域のプレーヤーの発掘、育てて次世代につなぐといった取り組みにも取り組んできたものと考えている。それが今回になってこの条例にこういったことを追加しなければならないと判断した理由は何なのか。逆に何うとするならば、これまでのそういった取り組みの中で条例を改正しないと進まない、条例を改正しなければこれはやれないのだと思われたことがあるのであれば、それをお話したいと思う。

田島市民自治推進担当部長 先ほどの資料1で申し上げた、今回はどちらかといえば第五次総合計画の第3期基本計画の中で3つの重点課題のうちの一つに市民、地域と行政との新たな協働の仕組みづくり、今の参画・協働の形を見るに当たって、新たなしくみやしかけが必要ではないかといった視点から今回

の検討に入っている。先ほど申し上げたように3つの視点が必要ではないか。その3つの視点の中の4つのしくみやしかけについて自治推進委員会からご提案、答申を頂いているところであるが、そういったものを導入するに当たって、これまで取り組んできた参画・協働と、これから進めたい地域協創のしくみやしかけと今言ってきたが、それがどういった関係にあるのかを整理したほうがよいのではないかと、自治推進委員会の中でも途中から議論を始めて、そういった新たな概念や考え方を入れていくのであれば、何かきちんと整理をした上で条例の中にも盛り込み、その整理された今目指すべき姿として協創を盛り込みたいと思っているが、そういった新たな協創という考え方、参画、協働は行動することであり、協創は目指すべき姿になるので、目指すべき姿に向かって新たなしくみやしかけを、市の執行機関、行政として環境整備していくということに今考え方としては整理をさせていただいたので、こういった内容を盛り込むことによってまちづくりの主体である市民と議会と行政が一緒に取り組んでいくといった姿勢を示していくための今回の条例改正であると思っている。今、いちいち委員からあったように必ずその条例改正をしなければならないという考え方は今現在取っていない。市としては、条例改正で条例に盛り込むことでそういった目標を掲げ、それに向けて各主体と一緒に取り組んでいきたいという姿勢を示すための今回の条例改正であると考えている。

上杉委員 協創の定義にあるように、多世代、多分野の市民が主権者として様々な地域課題の解決が図られることや、新たなまちの魅力及び地域の価値が創造されることを実現する主体になれる、このことを継続的な取り組みとしてしていくためにどういったことを考えているのか、今後のことをお聞かせいただければと思う。

田島市民自治推進担当部長 今いただいた協創というのは第3条に盛り込みたいと思っているが、それが将来実現していきたい地域社会のあり方、目指すべき姿であると考えている。先ほどの資料1で申し上げますと、19ページにあるこういった目指すべき姿に向かって、特に市が中心となって、行政が中心となって市民の皆さん、中間支援機能を担う第三者的な伴走支援を担う皆さん、様々な主体とともに整備をしていきたいと思っているのが地域協創の

しくみやしかけになるので、今いただいたようにどういったことをやっていきたいかというような質問であれば、今、自治推進委員会からは4つの具体的なしくみやしかけを提案・答申いただいたので、まずはこの協創職員制度を行政内部としても地域と行政との間のハブになるような、いろいろな主体同士をつなぎ合わせていけるような職員制度を、ここで設置をいただく協創推進室が中心となって導入していきたいと思っているし、これまで一緒にモデルエリアでやってきた、第三者的に伴走支援していただいた中間支援機能、第三者的に地域を支援する団体さんの育成等にも今後引き続き取り組んでいきたい。また、地域の中で様々な主体がつながり合える場や機会をつくるための例えばエリアミーティングみたいなものをしてきたが、そういったプラットフォームづくりについても、ほかのエリアも含めて取り組んでいきたい。さらに、今回一番重要なテーマとして若い世代の方、現役世代でも、子育て世代でも、そういったご自分の時間やスキルを地域の中で有効に活用できるような仕組みを作っていきたいと思っているので、そういった可視化できるようなツールについても来年度から実証実験も行いながら導入を目指していきたいと思っている。

上杉委員

阿部市長の施政方針演説の中で、コモン（共同体）という概念がこの協創と関わって説明された。いろいろとお話を聞いてきた中で、協創という概念が独り歩きをして公共の果たすべき役割が後景に追いやられてしまわないかというところがある。お話を聞く限りそういったことはないだろうと思うが、そうならないというところについて説明をしていただければと思う。

田島市民自治推進担当部長 今回の出発点が、先ほども申し上げたが第五次総合計画の第3期基本計画の中で重点課題に挙げた新たな協働の仕組みづくりというところをスタートラインにしている。そういった中では、今様々議会の中でも取り上げていただいているが、既存の分野団体の中でも担い手不足、後継者不足といった課題が出ている。そういった課題に対応していく。それだけではないが、そういったことも必要かと思っているので、そのために行政としてその地域の活動をどうやったら支援できるか、応援できるか、そういったものがないとなかなかこれまで進めてきた市民主体のまちづく

りが持続可能になっていかないのではないかという視点から始まった今回の取り組みであるので、まさに今言われたように行政として何ができるという視点が、今回行政としてはこういった協創社会を実現していくのに向けて地域協創という新たなしくみやしかけを行政が中心となってやっていくというところを今回うたっているので、どちらかというと行政中心にしくみやしかけを取り入れていく、取り組んでいくことによって、今回目指すべき社会の協創とうたっているが、そちらを実現していきたいと思っている。

岩永委員 先ほどから何度かご説明の中でも発せられているが、私は行政が中心となってやっていくというのがそもそも自治基本条例のあり方なのだろうかということはずっと考えている。自治基本条例というのは、市民主権を実現をする、自治のまちづくりを実現をしていき、行政、市民、議会というのは対等な関係性があるかと思っているときに、行政が中心となってやっていくということがいろいろな場面で強調されていることに非常に違和感がある。まずその点についてどのように考えているのかご説明をいただきたい。

田島市民自治推進担当部長 言われるように、地域協創のしくみやしかけの部分、今回の協創社会の協創といった目指すべき地域社会のことを今「協創」と言って使っているが、それが目指すべき方向性、目標である。それを実現していくためには、何らか市が、行政が中心となってしくみやしかけを入れていく必要があるのではないかと考えているので、行政が中心というところについては、協創の中心でなく、しくみやしかけを行政が中心となってやっていくところであるので、行政が重きを置くところは協創ではなく、地域協創に向かっていくステップ、手段の中の一つが行政だという言い方をしている。

岩永委員 それで、しくみやしかけの中心という話で、今モデルエリアの中でいろいろと試行錯誤されているのだと思うが、このモデルエリアをやったことによって明らかになってきた課題のようなものがあればお伺いしたい。

田島市民自治推進担当部長 先ほども申し上げたように、段階的に4つのエリアをふやしてきた。4つのエリアで3つの中間支援機能を担う団体と取り組んできた

ところであるが、確かに全ての4つのエリアが試行錯誤でやっているの、成功事例とは言えないかと思っている。プラスの面もあるが、課題として見えてきたことで一番大きいところは、特に既存の団体である。私もコミュニティ・生活課長を兼務しているので自治会についても所掌しているが、自治会の活動や青少年問題協議会の活動、そういった既存の活動と、今地域協創のこういったモデルエリアでの取り組みの中で新しい層の方と一緒に何かやっ払いこうと今取り組んでいるが、そういった新たにやっ払いたいという活動と既存の活動のマッチングをしていくことについては非常に難しさを感じている。若い世代が既存の活動に入っていく、例えば自治会に入ったりいろいろな活動の役員になったりというところはかなりハードルが高くなっているの、今考えているのは、そういった既存の活動とこれまで進めてきた新たな取り組みをしていく人たちを、既存の活動の中に入っていくのではなく、一緒に併存していくにはどうしていけばいいか、お互いにWinWinの関係になっていくためにはどうすればいいのかというところが今課題かと思っている。したがって、12月議会でも質問があったが、担い手不足や組織自体の運営が困難になっているという課題に対して、今回の地域協創が即回答を出せるものではないというところが一番の課題かと思っている。

岩永委員

担い手不足の解消や既存団体の存続のようなところに対して回答を出せるものではないというお話だったが、結局これをやることによって何をやっ払いこうと思っているのかがあまりよく見えない。例えば高齢化社会を支えていく最初の検討の背景からすると、高齢化社会を支えていく担い手がいなくなっていく中でどうやって地域社会をつくっていくのかということとをほとんど解消していこうとしているものなのか、それとも地域ごとに何か楽しいイベントをしながら皆を元気づけていきたいということのためにやっているものなのか、何のためにこれを行っているのかが、モデル地域での取り組みを見てもあまりよくわからない。なおかつ中間支援機能による伴走支援というのがあるが、この伴走支援と協創職員制度を導入しようとしているその関係性もいまちよくわからないが、どのようなことをイメージされているのか伺いたいと思う。というのは、協創職員も同

じように地域と行政をつないでいく、ある意味でそこにいる職員の皆さんが市民同士をつないでいくというその中間支援的な機能を果たすことができるのではないかと思ったときに、中間支援による伴走支援というものがどのような価値のあるものなのかが私にはよく見えてこないが、それについてご説明いただきたいと思います。

田島市民自治推進担当部長 幾つかいただいたが、まず今回この協創なり地域協創が目指しているところであるが、こちらについては今言われたように現状で発生している担い手不足や団体存続に関わることへの即効的な解決策に結びつくということには確かにならないかと思っている。ただし、今後も進行していく高齢化や少子化も進んでいる中で将来的にこういった「地域の担い手」という言い方を私はあまり好きではないので使いたくないが、地域の中で活動してみたり、様々なサービスの提供者側になっていくような人たちの予備軍というか成り手の育成はやっていく必要があるかと思っている。ある程度中・長期的に見て、そういった支え手・担い手になり得る市民の方を育成・発掘していくことが、今回のこの地域協創の中で目指していくものの一つかと思っている。自治基本条例が20年たって課題も見えてきた中で、何か次のステップに進むようなことをやっていく必要が市としてはあるのではないかと思っている。

あと2点目の中間支援機能を担う団体と、ここで入れていきたいと思っている協創職員制度、特に協創スタッフとの違いがわかりづらいというお話をいただいたが、まず協創スタッフについては、協創職員制度、スタッフとサポーター、今大きく2種類で考えているが、特にスタッフについては様々な主体をつないでいくハブになるような役割が一番重要かと思っている。ハブというのはつなぎ合わせる接点になるような役割であるが、地域の方や団体同士のハブになる、地域と行政の間をつなぐハブになる、また地域と中間支援機能を担う団体とのハブになる、そういった接点になるような役割である。これまでどうしても自治体職員、市の職員は、縦割り組織の自分が持っている所管の役割として地域に入っているのも、なかなか所管外のところまで精通していないかと思っている。市の業務の全体を見渡せてどういった課題をどういった部署につなげばよいのかをある程度

持った職員でないとこれはなかなか務まらないと思っているが、そういった役割を担うような職員、それが協創スタッフに求められているものかと思っている。その中で、今3つ目に地域と中間支援機能を担う団体をつなぐハブと申し上げたが、中間支援機能を担う団体は当然行政ではないので第三者的に、特に若者会議M i c h i L a bのように自分たちもまちづくりの活動をしている、ただ若者会議は若手の市民が中心となっているのでI Tの分野等様々な得意分野を持っているから、そういった地域でやりたいと思っていることと中間支援機能を担う団体とをつなぎ合わせることでその中間支援機能を持っている団体の強みやネットワークを使えばこのやりたいことが実現可能になっていくことを今狙っていきたいと思っているので、職員に求められるものと中間支援機能を担う団体に求められるものはある程度違うかと思っている。

岩永委員

そうすると協創スタッフの方の持ち合わせなければいけないスキルがかなり高いかと思うが、こうした職員の方というのは、頭の中ではどのような方を想定されているのか。私には、若手の職員の方がそのように幅広い視野を持っていて、いろいろな部署のこともわかっているようなイメージはないが。

田島市民自治推進担当部長

言われたように、今申し上げたことはスキルとしてかなり高いところが要求されるかと思っている。若手職員は、先ほど申し上げた2種類、協創職員制度を今想定・検討しているが、協創サポーターという形でその地域のイベントやエリアミーティングといったところに関わりを持ち、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力、行政職員として必要な能力の育成のために地域に入っていく、どちらかというところそういったものを主眼とした方向で考えているので、今言われているのはスキルが要求される協創スタッフ、専任としてこの協創に関わる職員かと思っている。言われるように今現在、私が先ほど申し上げたようなスキルを持っている職員がどのくらいいるのかということかなり難しいかと思っているが、今後この協創を進める上でこの協創スタッフの充実をしていきたいと思っているが、今考えているのは、まだ庁内的にも議論中であるが、今年度から役職定年を迎えて60歳以上になると少なくとも管理職ではいられなくなる。

そういった職員が60歳以降65歳まで段階的に定年は引き上げられるが、その間事務職として係長級の職層を担う職員もいるだろうが、これまでの様々な分野を経験してきたスキルやネットワーク等を生かせる分野の一つとしてこの協創スタッフとして活躍していただくことも考えられるのではないかと、今構想段階であるが思っている。

岩永委員

この4月から協創推進室もできるので、構想段階であるが具体的には4月以降役職定年になる方がそうした場で活躍していく、モデル地域の中では少なくとも活躍していくかと思う。私は、もちろん新しい形で今やろうとしている地域協創の仕組みのようなこともやっていく必要がある一方で、先ほど言われているように既存の団体、自治会のようなところの中に新しい人が入っていくのはなかなか難しいということの解消がやはり必要であるし、重要ではないかと思う。それは防災などを見ていると皆さん多分共通に感じていることだと思うが、災害があったときは本当に自分たちで助け合いをしていかなければいけない、避難所などもつくっていかなければいけないということを考えると、そのときに何か緩やかなネットワークがたくさんあったらいいのかという決してそういうわけではなく、きちんと既存のそうした団体の中に地域に住んでいる若い人たちが入っていけるようなことも想定して仕組みをつくったり、人のつながりのようなことをやっていかないといけないと思う。今は無理やり既存の団体の中に若い人たちが入っていくのが難しいから、だからそこではないような形でいろいろなプラットフォームをつくっていこうとなっているが、私は、そういうプラットフォームがあってもよいとは思いますが、今改めて考えたときに、多摩市の中でどのように地域やコミュニティをつくっていくのかを考えると、例えばこの間の話ではないが、永山自治会と言うとすごくエリアは広いがたったの37世帯しかないような問題を一つ一つ時間はかかっても丁寧に解決していくことを目指すほうが結構大事なのではないかと思っている。もちろん自由に楽しい活動をして外から人が来てにわかにつながることもよいし、そのために時間を割くことも大事であるが、本当はどちらを先にやっていくことが必要なのか、皆限りある時間の中で業務をやっていくことを考えると、どこから優先していくのかやはり優先順位をつけなが

ら、例えば防災だったら防災安全課と一緒にまず地域づくりをやっているかという形で取り組んでいかないと、中学校区というエリアの設定もある意味で広過ぎるという感じもあるし、皆さんがやろうとしていることのイメージは何となくわかるのだが、その中で何が生み出されるのかまでは見えてこないというのが正直私の感想である。これからどのようなようになっていくかわからないが、その中でせっかく資料出していただいているので私が資料の中で聞きたいことだけ伺っていきたいと思う。

先ほど言ったように中学校区ということで一応実践で何となく10ぐらいのエリアがあるが、必ずしも中学校区だけではなく、既存の区域については多摩第二小学区、東寺方小学区、多摩第一小学区、あと東愛宕中学区となっているが、例えば桜ヶ丘などは別に作らないと何となく協創の仕組みを作るに当たってもいかなものかと思ったりもしているが、そうしたエリア分けのあり方、先ほどからエリア制ということを言われているが、そのエリア制のようなものも、もっときちんと地域に入って考えていかなければいけないのではないかと私は思っているが、その点はどう考えるのか。

田島市民自治推進担当部長 エリアのあり方については、先ほども簡単に申し上げたが、自治推進委員会の中でも議論してきたところである。モデルエリアを設定するに当たっては、ニュータウン地区はおおむね中学校区、既存地区については小学校区、それで分けていくと全体で15万人弱の人口が大体1万5,000人ぐらいに多少の増減はあるがおおむね分けられるので、まずモデルエリアとしては10のエリアで考えてきた。ただ、エリア制の考え方は、先ほど申し上げたように緩やかに、通学区域などは今学校選択制もなくしたのできっちりと変えたが、そうではなく、特にエリア外や市外の方にもこういった協創や地域共創の取り組みには参加してもらいたいと考えているので、緩やかにある程度10ぐらいということで今方向性は持っている。ただ、今ご指摘いただいたように桜ヶ丘のエリアについては小・中学校がないエリアでもあるので、小学校や中学校の区域で分けていくと1、2、3、4、ばらばらになっていくということもあるし、私が所管しているよう桜ヶ丘のようなコミュニティセンターもあったり、桜ヶ丘の自治連

合会でいくと、そういった桜ヶ丘というエリアでのエリアのまとまりもあるので、今考えているのは10プラス桜ヶ丘である。桜ヶ丘だけは小・中学校区と直接切り離してエリアを一つにしたほうがよいのではないかと、10プラス1ぐらいを最終形と考えている。ただ、申し上げたようにきっちり10プラス1にするのではなく緩やかに、ある程度の考え方としては11ぐらいにしていくのが最終的な形かと考えている。

岩永委員

プラットフォームは何となく緩やかに11ぐらい作ろうかということだと思うが、例えば私がいるその諏訪中学校区と言われても、本当にそこで中間支援機能があり、そこに協創スタッフの方、先ほどの協創サポーターの方がどのように入っていくのかよくわからないが、例えば同じ諏訪と言っても諏訪1丁目の諏訪と諏訪3丁目の諏訪では全然違うし、馬引沢でも1丁目と2丁目では全然違うという中では、最終的に皆さんがエリア制等いろいろなことを言って緩やかだと、それは別に私も永山に知っている人がいて永山でいろいろなことやっているのだから協力してほしいと言われたら協力するし、そういう関係性の緩やかさとは違い、いわゆる協創推進をしていく、しかも行政が中心になっていくと言うのであれば、その中でつくろうとしている仕組みがどういうものであり、その中で活躍されるサポーターなりスタッフの方がどのような活躍をしていくのかという姿が本当に見えてこない。その「エリア性」という言葉が私の中ではよくわからない。エリア性というのは別にここがこうだからこのエリアはそれ以外の人が参加できないというエリアではないというその「エリア性」という言葉の意味はわかるのだが、例えば馬引沢と諏訪は便宜的に一緒にされているが全然違う地域だなと私は感じていたりするが、そうしたエリア性はどのように生かされていくのかという説明がいまいち足りていない気がする。そうしたところにはどういったアプローチをするのか伺っている。それについてご説明をいただきたい。

田島市民自治推進担当部長　なかなか難しいのでお答えできるかわからないが、最初に、

「エリア性」と言っているが、私が使っているエリア性というのは、エリア制度の「制」ではない。諏訪中学区をモデルエリアにしたのは難しいからこそそうしたような記憶があるが、言われるように諏訪中学区を念頭に置いて

たのは、馬引沢地区と諏訪地区。また、諏訪地区も、北諏訪小、諏訪小とあり、かつ今都営住宅の建て替えがあったりUR都市機構の再生事業があったり、その中でかなり動きがあるエリアでもあるので、地域のまとまりとして諏訪中学区とくくりはしたが、特徴がエリア内で大きく違い、特にBrillia 多摩ニュータウンのような新しい大型マンションもある中では、一概に諏訪中学区とは言えないところかと思っている。そういった中で、社会福祉協議会でやっている地域福祉推進委員会というある程度地域の中で活動している方が横断的に入る会議体があるのでまずはそこに入っていくという形を今回取ったが、社会福祉協議会が目指しているものと市が目指しているものには重複しない部分もあったので、今回は令和5年度の途中から一歩引いているところではある。ただ、10プラス1と先ほど申し上げたが、市内をある程度のまとまりのあるエリアに分けて、その中で新たな仕組みを展開していくというのが当初考えていた方向ではあるが、緩やかにやっていくということと地域に入っていくというところで今試行錯誤しているのも事実であるので、そういった地域へのアプローチの仕方、しくみやしかけの導入の方法については、エリアの特性等によって大分変えていかなければいけないのではないかと、これまでモデルエリアでの取り組みもやってきて、今考えているところである。

岩永委員

あまりこれ以上やっても仕方がないと思っているが、例えば諏訪中学区のモデルエリアをやったがなかなかうまくいかなかった、その理由は何だったのか。エリアの取り方には課題があるから、もう一回そのエリア性についても、例えば中学校区で取ってみたのだが、これでうまくいかないから、例えば諏訪は諏訪でとか、例えばもう少し広く取って自治会とニュータウン地域、馬引沢の自治会の地域とそうではない地域をつないでいくとか、そういうことがモデル地域の中で見えてきて、そこで実際に新しい仕組みを導入してやっていこうというようなことにつながっていくのが大変望ましいと私は思うが、今はまだそういう段階ではないような気がしている。条例をつくるとやっていかなければいけないし、そこが非常に大変ではないかと思うわけである。今の条例の中でもやれることがたくさんある。条例を変えなくてもモデルでいろいろなことを試行錯誤してやっていくよ

うな状態であれば、私は、いろいろなモデルやってみてうまくいく場合もあるし、うまくいかない場合もあるし、だが、それでやめてしまうわけではないけれどということで進んでいくというのはよくわかるし、なるほどと思うが、何か、一旦これを条例として仕組みにしていこうというのは、条例であるから、逆に言うと議会側もやりなさいと言っていかなくてはいけないわけである。制度をやるということは、私たちも縛られるし、やりなさいと私たちが職員の皆さんを縛ることもなるわけである。できていないのではないかということも言うていかなければいけない。今本当にそういうことをやり切れるのかというところがある。モデル地域の中でも課題がまだまだたくさんあり、私は今実情を見ていて、条例を変えて皆さんにやりなさいと言いきれないところがある。したがって、もう少し機が熟していかないとだめだと思っているし、説明会についても、3回ともきちんと出たわけではないが、大体どのような感じかというのは、私は自分なりに3回の協創セミナーも見てきた。それ以外にも2回ほど東寺方と永山で説明をされていると書いてあったのはどこかの資料の中でも拝見しているが、本当にそれだけでいいのかと思う。もちろん、職員の皆さんも研修をされて、このような仕組みがあったらよい、期待が持てそうだということもあるが、条例がなくモデル地域のようなものを設定しながらやっていくのと、条例にこれをやる、努力すると書き込んでやっていくのとでは全然違う重みがあると私は思っている。そういうことから考えると、まだまだ議論をしていかなければいけないところ、検討していかなければいけないところ、検証していかなければいけないところが多過ぎて、これを条例の中にできるからやっつけと書いて、例えば中間支援組織をやりたいと言うが、その中間支援組織が地域に必要なからここにもきちんと予算をつけてやってもらえるような状況にあると私は思っていないということをこの場では申し上げておきたいと思う。

遠藤委員

ここまでやってこられた中で、モデルエリアに参加してくれた皆さんの熱を無視して参画度を上げていくということについては、例えば青少年問題協議会が中心となって開催しているどんど焼きなどは参加のハードルが高くないと思うが、例えばせいせきみらいフェスティバル、若者会議、さ

らに自主防災訓練、氏子のおはやしとどんどん高くなっている気がする。
既存団体とのつなぎにもなるべきかと思うが、その辺の大きい考え方はいかがか。

田島市民自治推進担当部長 今言われたように、特に東寺方地区もモデルエリアの一つとして今回入っているが、そちらについては自治会の皆さんや既存の中で活動している、特に地域の中で中心的に活動している方にも参加をいただいでいて、様々なそのエリアで活動している既存団体のご紹介もいただいている。そういった中に、このエリアミーティングについて無作為抽出で呼びかけをして、新たにこの地域の中で活動してみたいという方にもどんどん参加していただいで、今頂いたような様々な地域のお祭りやイベントに今までは全然参加したことがなかった方にも参加していただけるような動きもつくっているところである。

遠藤委員 自治基本条例の施行20周年が迫っているわけであるが、今回提案されているこの協創という考え方を、これまでの市民、また新しい市民の方にも周知していくようお願いする。

田島市民自治推進担当部長 言われるように今年が自治基本条例施行20周年に当たるので、実際に施行したのは8月になるから、来年度の8月を中心に幾つか今企画を考えているところである。8月にたま広報の1面を使って、この自治基本条例、特に協創を進めていくことを周知していきたいと思っているし、議会からも提案いただいているが、この20年間の中で公式ホームページで過去のデータも公開しているが、きちんとした整理ができてないので、ここもしっかりやっていきたいと思っている。また、中央図書館が今かなり利用者がふえている中では、中央図書館や来年度から協創推進室になるから所管しているコミュニティセンター等を使って展示会やワークショップ、また対話ができるような機会もこの8月から10月あたりで設けたいと思っている。また、秋には様々なイベントが多摩センター駅前等があるので、そういったイベントと連携しながら、この協創の具体的な取り組みを体感していただけるような機会をつくっていききたいと思っている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

上杉委員 多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべき立場で討論する。

多摩市自治基本条例の一部改正については、今後の多摩市が未来に向けて持続可能な発展を遂げるためには多世代・多分野の市民と行政が協力し、共同で問題を解決することが不可欠だと考える。協創はその手段の一つであり、市民の声を取り入れながらより包括的で効果的な政策を策定することが可能だと考える。また、協創を自治基本条例に明記することで市民参加を奨励し、市民の意見やニーズを政策決定の中心に据えることができるのではないだろうか。これにより市民の声が政策に直接反映され、市民の満足度と信頼感が向上するとともに、市民が行政プロセスに参加することで市民が自らの地域や社会に責任を持ち、積極的に参加する意識、そういった中でシビックプライドも高まっていくものと考え。一方で、多摩市の自治基本条例は市の基本的な枠組みを定めるもの、自治体の憲法に当たるものであり、今の条例で対応できるのであれば安易に改正すべきではないという意見もあると思う。しかし、今の多摩市を取り巻く社会情勢は、超少子高齢化に伴う人口減少、また人口減少に伴う担い手不足といったものになっており、こういった課題は今後さらに深刻化してくると思われる。そういった中で、これから10年先、20年先を見据えて多摩市として地域共生社会のあり方、今まではあまり地域とつながりのなかったような多世代に向けて多摩市の目指すべき姿を明確にし、いろいろな取り組みを共に進めていこうという姿勢を示していくことは非常に重要な取り組みだと思う。

以上の理由を申し上げて、多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について可決すべき立場での討論とする。

いづち委員 それでは、第18号議案 多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、ネット・社民の会を代表し、否決の立場での意見を申し述べる。

多摩市が進めようとしている地域協創の取り組みについては、私たちも

大いに興味を持っている。人口減と少子高齢化の時代を迎え、行政と市民との関係がいや応なしに新たな段階に入らなくてはならないという問題意識は共有していると思う。さらに、それだけではなく、そもそも民主主義と地方自治の観点から市民がいかにして自治体政治や地域課題に主権者として関わるかが大変重要なことだと考えているからである。ただし、協創推進のために多摩市の憲法である自治基本条例を改正する必要があるかどうかについては異論ありと判断せざるを得ない。私たちは、市民自治の精神を尊ぶからこそこれこれの理由で市政運営に必要不可欠であるという強い動機が示されない限り、本市の最高規範である自治基本条例に手を加えるべきではないと考えている。そこまでの強い理由や根拠が存在するとは判断できない現状において、改正に賛成することは残念ながら不可能である。

以上、ネット・社民の会として、否決の立場での意見討論とする。

小林委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名、否決すべきものという意見が1名である。これより第18号議案 多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手多数である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第19号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長 それでは、第19号議案についてご説明申し上げます。本件に関しては、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法律の別表第2の廃止などが行われた。このことに伴

い、法律の引用条項を改める改正等を行うものである。詳細は担当課長からご説明する。

大島DX推進担当課長 それでは、第19号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。資料は、サイドブックスの本会議のほうにお戻りいただき、令和6年第1回定例会のフォルダの中の市長提出議案の中にある一部改正条例新旧対照表、参考資料をご覧いただきたいと思う。本会議の第1回定例会の市長提出議案の中の新旧対照表、ページは、8ページ9ページが該当ページとなる。114分の8と9とある。

先ほど行政サービス・アセット担当部長の説明にもあったとおり、本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴って市条例の関連する箇所の改正を行うものである。

法改正の趣旨としては、より速やかな情報連携を可能とするための見直しとなる。これまで法律に規定がない事務についてはマイナンバーの利用ができなかったことや、新規の情報連携を可能にするためにはその都度法改正を行う必要があったことなどについて見直しが図られたものである。もう少し詳しくご説明すると、1点目については、マイナンバーを利用できる事務を定めているマイナンバー法の別表第1には、法律に根拠のある事業及びその主体を列挙する形式となっている。この形式は引き続き維持しつつであるが、別表第1に規定されている事務に準ずる事務、法定されている事務と趣旨や目的が同一であり、内容や作業の面が基本的に同じ事務について、準法定事務として法律に規定がなくてもマイナンバーの利用を可能とするという法改正を行うものである。

もう1点、これまでマイナンバーを利用した情報連携ができる事務については、マイナンバー法別表第2に限定列挙されているという形であった。新たな事務で情報連携を行う場合には、毎回この別表第2の改正が必要になっていたということで迅速な対応が難しかったところである。ここについて、法において規定するという形から、政令等で規定する形に変更を行うというのが、法の改正の内容である。

続いて、市条例の改正点としては、この別表第2がマイナンバー法から除かれることに伴い、別表第2を引用していた市条例の第4条第2号、第5条第2号の文言の修正及び言葉の定義を第2条に追加したという点、また、別表第2が廃止となったことに伴い「別表第1」が単に「別表」と呼ばれることになったのでその辺りの文言の改正、また、「準法定事務」という文言が新たに加わったので、第5条第2号にこの点を加えたところになる。法改正に伴う条例の改正というところで、文言等の整理をさせていただいたものになる。

説明は以上である。よろしくご審査の上ご承認を賜るようお願い申し上げます。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第19号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第20号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、第21号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第20号議案、第21号議案について併せてご説明申し上げます。初めに第20号議案についてであるが、こちらは市議会議員の期末手当について、

第21号議案については市の常勤特別職である市長、副市長、教育長の期末手当について、いずれも多摩市特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤一般職の期末勤勉手当の年間総支給月数に連動するよう条例改正を行うものである。適用は本年6月期の支給分からとなる。詳細については人事課長から説明させていただく。

森合人事課長　多摩市特別職報酬等審議会の答申を受けて、多摩市議会議員及び市長、副市長、教育長の期末手当を常勤一般職の職員の期末勤勉手当の年間総支給月数に連動するよう条例改正を行うものである。具体的には多摩市議会議員の期末手当の支給月数は現在4.1か月である。市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数は現在4.2か月となっている。それらをそれぞれ令和6年6月期の支給分から、常勤一般職の期末勤勉手当の年間総支給月数に連動することとするものである。

なお、現在の常勤一般職の職員の期末勤勉手当の年間総支給月数は、令和5年の給与改定により4.65か月となっている。

また、多摩市特別職報酬等審議会での審議経過についてであるが、12月議会の総務常任委員会の協議会でも報告させていただいたが、改めてご報告をさせていただければと思う。審議会は全4回開催させていただいた。まず1回目の諮問内容についてである。1回目は、諮問内容、配付資料の説明、今後の審議手法などを確認し、2回目以降から本格的な審議を開始させていただいた。その中で、議会事務局から資料に基づいて議員の活動状況の説明をさせていただいている。内容としては、市議会の概要として本会議の開催日数及び開催総時間数、常任委員会の開会日数及び審査状況、定例会のスケジュール、年間を通した活動状況などを説明させていただいている。併せて、理事者についても同様の内容について事務局から説明をさせていただいた。

審議については、常勤一般職の給与改定に用いる東京都人事委員会勧告、主に26市の特別職の報酬状況、時々、社会情勢を総合的に考慮して審議をしていただいた。実際審議の中でどのような意見が出たかというところであるが、幾つか紹介をさせていただければと思う。

議員の活動として、多摩市の陳情や請願の経年の件数推移について説明

をさせていただいたり、あるいは特別職の報酬を考える場合に市の財政状況をどう考える必要があるのかといったような意見もあった。東京都人事委員会勧告や財政状況以外に報酬を決める指標はあるのか。特別職の期末手当が常勤連動になると、人事院勧告等によって常勤の総支給月数が下がるとこれに連動して特別職も下がるのかという意見も出ていた。報酬額を上げるとそれにひもついて支給される期末手当の額も増額となる。さらに期末手当を常勤連動にすると二重の引上げになってしまうので、今回は常勤連動のみにするべきではないかという意見もあった。今回職員の給与について東京都人事委員会勧告では大きなベースアップがあったところなので、特別職の報酬額も上げてよいのではという意見もあった。26市で常勤連動をしている自治体はどれぐらいの数があるのか。特別職としての報酬は、見方を変えればその職の価値として捉えることもできるので、多摩市の特別職の報酬が26市水準より著しく低くなるのはどうなのかという意見もあった。

そういったところを踏まえての答申になるが、最終的には社会情勢として賃上げの流れがあること、常勤一般職の給与決定の参考としている令和5年の東京都人事委員会勧告において常勤一般職の給料表は初任層に重点を置きつつ全号級において平均改定率0.9%の引き上げ決定であることから、多摩市の特別職の報酬月額についても上げるべきとの意見もあった。しかしながら、物価高騰等による市民生活への影響が続いていること、他自治体の特別職の報酬等の状況、常勤一般職の給与表改定については上位の号給については改定率が微増であること、期末手当について常勤一般職の総支給月数と連動することで社会情勢を速やかに反映することを優先して検討すべきこと等の理由から、報酬月額については据置きとする結論に達したところである。一方で、期末手当については、他自治体の状況も踏まえ、社会情勢を速やかに反映するため常勤一般職の期末勤勉手当の総支給月数と連動し、6月期と12月期に等分で支給することが妥当であると判断した。なお、26市の中では半数以上の自治体で常勤連動となっているところである。

以上のような審議経過から、報酬については据置きが適当であるという

旨、期末手当については常勤一般職の期末勤勉手当の総支給月数と連動する旨の答申が出されたところである。これらを踏まえ、第20号議案及び第21号議案の両条例の一部改正の条例を上程させていただいているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。

 これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員 審議会での話し合いの内容を今かなり詳しく説明していただいていたが、今回期末手当に関して常勤連動にしていくというのは市民にもなじみのない概念であるのでもう少し詳しくご説明していただきたいのと、今回報酬月額については据置きにしておく、それに関しては様々な社会状況を取り計らわれたのかと思うが、この点ももう少し詳細にご説明いただけるとありがたい。

森合人事課長 まず期末手当の常勤連動についてであるが、これまではいろいろな自治体それぞれ特別職の報酬等審議会を開催していただき、その都度常勤の東京都人事委員会勧告を含めて、期末手当を上げる・上げないというような審議をしていただいていた。ただ、最近の中では、先ほども説明させていただいたとおり半数以上の自治体が、期末手当については常勤が上がったら連動して上がる、期末手当というものの自体の手当の性質が社会情勢を速やかに反映させて支給するという手当という中で、かなりの自治体の中で今常勤と連動して上がれば上がる、下がれば下がるというようなスキームという仕組みになってきているところかと思っている。もう一つ、社会情勢をどう反映したかというところについては、今回審議の中で一つの指標とさせていただいているのが東京都の人事委員会勧告となる。東京都の人事委員会勧告については社会情勢、民間の給与実態も含めてあくまでも職員の給与改定についての勧告という形になるが、ただ、社会情勢や民間の給料といったところが定期的に審議をされて勧告されているので、そういったものを一つの指標として審議をさせていただいているところである。

上杉委員 民間については、大企業の正規職員については去年は賃上げとなり、今年も春闘の中でそういった企業が多く出ているとニュースなどでも報道されている。しかし、中小企業や大企業でも非正規労働者の賃上げは厳しい

状況が続いており、2つの労働組合、ナショナルセンターが共に求めている全国一律最低賃金時給1,500円以上はいまだに実現していない。そして年金も引き下げられたままで、生活保護支給額は物価高騰の中でも引き下げられたままの状況になっている。先ほど会議の中での意見をいろいろとお聞きしたが、そういった中で議員の報酬を上げることにについて否定的な声はなかったのかお聞きする。

森合人事課長 否定的な声というより、むしろこれだけ物価高騰を含めていろいろなものが上がっている、あるいはその議員さんの年間を通しての活動、もちろん特別職となるので市長、副市長、教育長の活動状況も考えて、審議会の中ではむしろ報酬額についても上げるべきではないかという意見が多くあったかと認識している。

上杉委員 報酬を上げることにについて、そういった声はなかったということであるが、しかし、労働者の賃金引上げに責任を持つのは我々政治家だと思う。多くの労働者の置かれている状況を放置したまま報酬額の引き上げをそのまま認めるわけにはいかないということは言っておきたいと思う。

森合人事課長 報酬額を上げる声がなかったということではなく、むしろそちらのほうが多かったかと認識している。ただ、今回審議会の中で、期末手当の常勤連動とプラスして報酬額も上げるという形になると、さらに年間ベースを含めるとダブルに増額してしまう可能性もある中で、今回慎重に審議していただいて、まずは常勤連動を優先して上げるべきであるという意見の中で今回答申として出ていると認識している。

遠藤委員 具体的に伺いたい、今回の改正によって各特別職の期末手当はどのくらいの金額になるのか。

森合人事課長 前回の12月の総務常任委員会の協議会でも資料として少しつけさせていただいている。まず市長から、常勤連動することによる現行からの増額が年額51万5,916円、副市長が45万900円、教育長が42万8,328円、議長が38万4,450円、副議長が35万922円、議運委員長・常任委員長が33万1,254円、議員については、32万8,020円になる。

遠藤委員 もう1点伺いたいと思う。審議会の資料であるが、報酬等審議会のホー

ムページから見た資料であるが、資料6-1で令和4年度の多摩市長の公務状況という資料があった。市長は常勤特別職として勤務があるほか、平日の夜間、土日及び日曜日は市内各団体の行事へ参加する職務があり、令和4年度における就業状況はいかなる状況であったのかということで、例えば令和4年4月は選挙があったため10日ぐらい休みがあるが、6月になると休業日は2日だけである。10月は休業日ゼロ、11月は休業日1日、年間で休業日が38日しかない。それは選挙を含んでいるわけで、この数字の含意するものをご説明いただきたいが、例えば10月は1日も休みがないということなのか。

森合人事課長 こちらについては、もちろん土日、祝日についてもいろいろなイベント等々に出ている中で、実際に公務として活動した日数を実態として表に落とし込んだものになるので、今言われたように例えば10月のところで見ると休業日はゼロで、何かしら公務をしているという認識である。

遠藤委員 この休業日の定義は誤解を招くと思う。これは人間の働き方ではないだろうという話になってしまう。10月ゼロ、11月は1日、やりたくないと思ふのではないか。この定義についてもう一回ご説明いただけるか。

森合人事課長 定義については、一日朝9時から5時までという中で、夜間も含めてであるが何かしらの公務が入っている場合、それが例えば1時間や2時間であったとしても、基本的には就業日にカウントさせていただいている。基本的に公務が全く1時間も入っていないところを休業日としてカウントさせていただいているので、確かに少しわかりづらい部分があるかとは思っている。

遠藤委員 これは改善していただきたいと思う。休業日には年末年始の休暇を含む等、つまり一日のうち1時間でも挨拶に行ったらこれは休業日にならないわけである。その結果として10月休業日ゼロ、11月は1日だけとなっている。働き方改革等々の議論がある中で、休みが1日もないように見える。正直言ってないかもしれないが、午前中行って午後は休むのであれば、書き方の工夫が少し必要である。休業日ゼロというのを見たら報酬等審議会の委員がひっくり返るのではないかと思う。

森合人事課長 確かに審議会の中で市長の公務はかなり激務であるという意見も多数出

ていた。今言われたように、休業日の捉え方や表記の仕方については今後工夫をさせていただければと思っている。

遠藤委員 書き方もそうであるし実態としても、議長もそうであるし市長もそうであるが、月の中で休業日ゼロなどというシフトは組むべきではないと思う。これは関係ないかも知れないが、意見として言うておく。

岩永委員 今回特別職の報酬等審議会で議論されてそれが答申になったものを生かして議案にされたということであるが、先ほど日本共産党さんの質疑やご意見の中でもあったように、様々な社会状況もある中で、この議案を出していくまでに庁内ではどのような議論をされたのか。

森合人事課長 庁内での議論であるが、審議会から市長に答申をいただいて、もちろん今回当初予算でもこの条例の内容を反映させたものを予算計上させていただいている中では、一定の審議会の答申を尊重して条例を上程させていただいているところである。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第20号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

いぢち委員 それでは、第20号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び同じ内容の討論になるので第21号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ネット・社民の会を代表して意見を申し上げます。

私たち議員や常勤特別職の職員も当然ながら労働者としての権利を持っている。ベースアップももちろんあってしかるべきことであり、本来であればこのたびの改正も抵抗なく受け入れるべきものと思う。しかし、広く市民社会全体に目を向けたとき、今が条例改正にふさわしい時期であるかという点に疑問を持つ。コロナ禍や国際的な武力衝突の影響、物価高騰等によって多くの市民が生活上の困窮や不安を抱えており、それは日本では特に格差の拡大、困窮の長期化、深刻化という形で現れている。一時的な株価の上昇や景気回復のニュースとは無関係なところで暮らし向きに悩む

市民が数多く存在しており、それは全国各地の困窮者支援の現場で異口同音にささやかれていることである。この現実を直視したとき、私たちが本議案に賛成することについて市民の理解を得られるだろうかという点が判断の基準となった。繰り返すが、報酬の上昇それ自体は否定すべきものと考えていない。現にこれまで一般職のベースアップに関する議案では、私たちも賛成の立場を取らせていただいている。今回の議案においては、慎重な審議を経て期末手当の改定という結論に落ち着いており、そうした姿勢や議論があったという点については敬意と共感を示したいと思う。その上で社会情勢を鑑みた結果、現時点では本議案に賛成することはできないという結論に至ったので、ネット・社民の会として否決の立場での意見・討論とする。

上杉委員

それでは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、否決すべき立場で討論させていただく。

中小企業や大企業を含む労働者の多くが非正規雇用であり、賃上げが厳しい状況が続いている。さらに、全国一律最低賃金がいまだに1,500円以上に引き上げられていない状況では、労働者の生活は厳しいものがある。このような中で議員報酬を引き上げることは、労働者の待遇改善よりも政治家の優遇を優先するという誤ったメッセージを送ることにもなる。また、物価高騰が続く中で、年金や生活保護の受給額は引き下げられたままであり、市民の生活はますます困難になっている。このような状況下で政治家が自らの報酬をふやすことは、市民の不安定な生活状況を考慮しない行動であり、公平性に反するものである。政治家は市民の代表として労働者の賃上げや生活向上に責任を持たなければならない。現状では賃金引き上げ、生活向上に対しての十分な結果が出せていない中で議員報酬の引上げを認めることは、市民への責任の放置であり、許されるべきではない。以上の理由を申し上げて、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、否決すべき立場での討論とする。

遠藤委員

第20号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第21号議案についても併せて討論する。

多摩市の特別職の期末手当については、現在4.2か月と東京26市周辺と比べても比較的低くなっている。これは平成29年の第1回定例会で特別職の給与引上げの人事院勧告を否決したところに起因している。当時の否決理由を振り返ると、パルテノン多摩大規模改修問題に対してめどが立っていない、また公共施設の見直し方針を進める上で市民サービスが今後削減されていく方向性であり、特別職の報酬引上げは説明ができないというものであった。今の諸状況に照らして言えば、ハード面では市役所建て替え、また日本医科大学多摩永山病院の移転の問題、経常経費においても扶助費の増大等に歯止めがかかる見込みがない。財政改革道半ばの今、特別職の報酬引上げは時期尚早と考え、否決の立場で討論する。

小林委員長 ほかに意見・討論はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 意見・討論なしと認める。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が3名である。よってこれより、第20号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

小林委員長 挙手少数である。よって、本案は否決すべきものと決した。

これより第21号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第21号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

小林委員長 挙手少数である。よって、本案は否決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 0時13分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第 6、第 2 2 号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 それでは、第 2 2 号議案についてご説明申し上げます。本案は、公職選挙法施行令の一部改正によって投票管理者等の交替制が可能となったことを受けて、投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者の日額報酬規程に執務が 6 時間 3 0 分以内の場合の規定を追加するものである。詳細については人事課長から説明させていただく。

森合人事課長 具体的には、別表の第 1 に規定する投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者の報酬の規定の日額 1 万 8, 1 0 0 円に、ただし書で執務が 6 時間 3 0 分以内の場合は 9, 0 5 0 円を追加している。それから、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬の規定の日額 1 万 4, 7 0 0 円に、ただし書で執務が 6 時間 3 0 分以内の場合は 7, 3 5 0 円を追加しているところである。このことにより投票管理者及び投票立会人の人材確保あるいはその負担軽減につながるものとしての条例改正となる。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第 2 2 号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第 7、第 2 3 号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 では、第２３号議案についてご説明を申し上げます。本案の主な改正内容としては３点ある。まず１点目であるが、地方自治法の一部を改正する法律が令和５年５月８日に公布されたことに伴い会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、これに対応を図るため改正をするものである。２点目として、会計年度任用職員の専門スタッフの一部職種の報酬単価の改定及び一部職種の新設並びに名称の変更を行うものである。最後に３点目であるが、多摩市公契約条例に基づき定めている労務報酬下限額が改定されることに伴い補助スタッフの一部職種の報酬単価の改定等を行うものである。詳細については人事課長から説明をさせていただく。

森合人事課長 それでは、３点について一つずつ説明をさせていただければと思う。

１点目については、地方自治法の一部改正を受けてパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことから、その対応を図るために改正するものである。勤勉手当の支給要件については期末手当と同様とし、支給額については常勤一般職の１級から３級の職員の支給月数に準拠するとともに、人事評価の結果を反映することにする。

次に、２点目、会計年度任用職員の専門スタッフの一部職種の報酬単価の改定、職種の新設並びに名称の変更である。具体的には業務専任職員に週２２．５時間勤務職員、週３日勤務の職種と主任発達支援担当相談員の職種を新設するものである。また、国民健康保険税の収納推進員については、名称を収納推進員に変更を行い、臨戸徴収による能率報酬を廃止し、月額報酬額を「１７万８，２３０円」に改定する。副校長補佐職については、これまでの実績を踏まえて勤務条件を週３０時間勤務から週２０時間勤務に変更するため、月額報酬額を「１２万５，９００円」に改定する。

次に、３点目である。多摩市公契約条例に基づき定めている労務報酬下限額が「１，１１３円」から「１，１６９円」に改定されることから、補助スタッフの一部職種の報酬単価の改定並びに１職種を新設するところである。

会計年度任用職員の報酬額の改定については、最低賃金や労務報酬下限額の変更など社会状況の変化に応じ、都や他の自治体との均衡を踏まえて検討し改定を行うことにしている。具体的には、事務補助員、保育等補助員、保育園調理補助員、栄養士A、文化財調査員B、市立図書館奉仕員B、学校図書館司書、短期事務補助員、軽作業員、保育士、短期保育補助員、栄養士Bの12職種において報酬単価を改定するところである。また、職種の 신설については、授業の質の向上、教員の負担軽減等を図る職種としてエデュケーションアシスタントを追加し、東京都の令和6年度の補助額の上限額と合わせて単価「1,570円」と設定するところである。

なお、この改正条例の施行は、令和6年4月1日を予定している。

よろしくご審査の上ご承認を賜るようお願い申し上げます。

小林委員長

市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いちち委員

それでは1点確認したいが、今回副校長補佐に関して勤務条件の変更とともに月額報酬額も変わっている。これに関しては、そもそも副校長も非常に激務であり、その補佐が必要であるということがあって入ったと承知しているが、今回勤務条件をそもそも週20時間程度に減らすというのは、それが現在の状況に見合っているという判断だったのか。

森合人事課長

この副校長補佐職の職については、今年度から導入させていただき、実際に勤務していただいて副校長の負担軽減を行ってきた。実際にこの1年間運用して大体30時間より20時間が一番好ましいというかベストという中で、今回勤務条件の変更をして単価の改定をさせていただき、来年度実施していきたいと伺っている。

いちち委員

会計年度任用職員制度がそもそもこういう運用なので、そのこと自体にいろいろ言えないのであるが、例えばそういった仕事に本腰入れて、つまり自分で生活費をきちんと賄いやっていこうという普通の意味での就職と考えたときに、週20時間になるというのはいろいろな条件があるとは思いますがなかなか難しいことで、そういったことからパートでよいのではないかという考え方なのかと思った。これ以上は会計年度任用職員制度そのものに踏み込むのであまり深くは申し上げないが、現状に照らしてというこ

とで納得するが、私が聞いているところでは、やはり今学校の職場は職場環境として非常に多忙であるということがある中で、副校長補佐として逆にもっといろいろな負担軽減のための試みをやっていたら週に30時間働いていただくという選択肢もあったのかと思っている。もし何かあればお願いする。

森合人事課長 この職は少し特殊で、一応当たっていただいている方については校長OBの方をお願いしている中で、ほかの職種と少し毛色が違うかと思う。補足で説明をさせていただければと思う。

岩永委員 今回法改正に伴って会計年度任用職員の勤勉手当を導入することについてはよい方向だと思っている。多摩市の会計年度任用職員の中にはいわゆる130万円の壁を気にしながら仕事をされている方も多いのではないかと考えているが、その方々は今回の改定によって受けるデメリットがあるのかなのか、その影響について伺いたいと思う。

森合人事課長 今回勤勉手当を支給するに当たって、扶養の範囲内で働きたい、いろいろ制限があるという方ももちろんおられた。そういったところを踏まえて、今回勤勉手当を支給するに当たっての説明会を各課の担当者向けに3回行い、参加者は52人である。それから、当事者ということで会計年度任用職員対象の説明会を計5回、延べ180人に参加していただいていた。その中でいろいろな意見をご質問等々含めていただいている。今度130万円を超えた場合に実際社会保険がどうなるのか、いわゆる扶養範囲内の今までの制限の中で働く場合の選択肢を含めてどういう働き方ができるか等、いろいろご意見をいただいた。どの働き方を選択するかは人によって違うところもあるので個別に対応させていただきながら、基本的には130万円を超えてしまうと扶養の範囲はもちろん外れるわけであり、そうすると社会保険を払っていただいても実質的な収入は今までより減ってしまうようなイメージがあるが、将来的な例えば年金に対するメリットがあることをご説明させていただいた。この130万円をどうするかという議論は私たちではなかなか難しい部分があるので、いろいろなシミュレーションしてどのような働き方を選択できるかという相談をさせていただき、あとはご本人と所属の中できっちり検討してもらいたいというお話をさせ

ていただいているところである。したがって、どういう影響がというご質問であるが、人によって結構違うところもあるので一概にどういう影響があるかというのは難しいと思っている。

岩永委員 場合によっては勤務時間を減らす選択をされる方もおられると思うが、その方が担っていた業務があったとすると、その職員さんにとということもあるが、その職場への影響もあるかと思ったりしていたが、その辺りはいかがか。

森合人事課長 今回扶養の範囲の制限をどうしても越えられないという方も中にはおられる。そうなった場合にどうしても勤務時間を減らさないといけない中で、ただ、職場としてはその部分の人工は必要な部分として予算を計上しているわけであり、担っていただきたい部分としては絶対的にあるのだと思う。そういったときに職場によっては何人か雇用している会計年度任用職員がいるので、中にはその扶養を超えて働いても大丈夫である、私は超えられないというところのマッチングの中で工夫していただく、あるいは新たに雇用していただいて例えば2人でその職の業務・仕事をシェアするようなシミュレーションを所属あるいはその本人にさせていただくということで、そもそも所管の業務に影響が出ないような形を考えているところである。

岩永委員 そうすると、今の働き方で時間というか報酬がふえて例えば130万円の壁を超えてしまうがそれでもよいという選択をした人と、自分自身は130万円の中で働きたいという選択をした人の割合というか人数的なもの、その辺の具体的な数字があれば伺いたいと思う。

森合人事課長 そこまでの把握が現時点ではなかなかできていなくて、説明会の中で質疑のやり取りをやった中では、それぞれ抱えている家庭の状況やお子さんの年齢によって結構まだ制限の中でとか、もう少し働いてもいいよというところが違ってくるようでなかなか難しい部分ではあるが、半々ぐらいかという肌感覚である。細かい数字までは把握していないので申しわけない。

岩永委員 女性も、能力がある方にはどんどん活躍してほしいと思う一方で、また別の角度で制度が壁になっているところがあるので、そこは多摩市の中ではどうしようもできないと思っているが、一人ひとりに応じて丁寧に対応

していただけるようであるので、引き続き協力していただきたいと思っている。

上杉委員 市役所ではたくさんいろいろな業務を行っていると思う。担当業務や業務環境が異なる場合、業務の性質や難易度、その個人に関わってくる負荷も異なってくると思う。それで、勤勉手当の成績率の評価を行うに当たって、その業務の難易度や職員にかかる負荷についての考慮はされているのか、お伺いする。

森合人事課長 現在会計年度任用職員も地方公務員法の中で一般職ということで人事評価が義務づけられている。今回支給する勤勉手当については、手当の性質上一定の人事評価をもとに支給するかどうかというところになってくるので、今既に導入させていただいている会計年度任用職員の人事評価を活用して来年度支給する予定の勤勉手当の支給の可否を決定していきたいと思っている。会計年度任用職員の人事評価については、それぞれの職種、職責、業務内容も我々とは全く違うものになってくるので、簡易的というわけではないが、我々だと大体5段階評価、真ん中が標準で前後に2つ、上位、最上位と下位、最下位があるが、会計年度任用職員については一応今標準と下位の2区分で運用しようかと思っている。通常会計年度任用職員は大きく3つ、専門スタッフと補助スタッフ、補助スタッフの中でも通年と短期の補助スタッフがあり、それぞれの職責に応じて指示しているものに関して1年間普通に仕事をしていただければ基本的には標準に位置づけられるような人事評価になっているので、特段負担がかかる、負荷がかかる制度を導入するつもりは全くない。今現在運用している人事評価を活用して勤勉手当も支給していきたいと考えているところである。

上杉委員 その成績率のことであるが、来期再度任用されるかということにも関わってくると思う。それで、会計年度任用職員の方が成績率を気にするあまりに例えば業務改善の考えがあったとしてもそれを提案することができない、あるいは業務改善提案を行ったところ市役所の方針とは違うことを言ったということで不満げな態度を取ったと判断されることはないのかお伺いする。

森合人事課長 次年度の任用について関わってくるのは、成績率ではなく人事評価の結

果になるかと思っている。先ほど言ったように、幾つかの項目に基づいて会計年度任用職員の1年間の勤務態度を評価する。評価するに当たって、標準がA、それより良いとダブルA、少し劣るとB、これは厳しいなという場合にはCがつく。今回その任用のところについては、幾つかの項目があるが、1つの項目でCがついた場合については次年度の任用は難しいという運用をさせていただいている。まず補足でそういうところである。そういった人事評価、また次年度の任用を踏まえて業務改善や意見が言いづらくなるのではないかといった関係は全くないと思っている。日頃から職場の中で常勤もそうであるがいろいろな職種が一緒に仕事をしているので、日頃からコミュニケーションを取りながら職場で仕事をしていただいているという中では、言いにくいといった環境はないと私としては認識しているところである。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

上杉委員 第23号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべき立場で討論する。

勤勉手当を導入することで、会計年度任用職員のモチベーション向上や業務の効率化につながり、自治体の運営にプラスになると考える。そして、会計年度任用職員の方たちの業務に対する意欲が高まり、自らの能力を最大限に発揮し、責任感を持って業務に取り組むことで品質向上につながっていくと思う。また、その結果、市民サービスの質が向上し、多摩市の基礎自治体としての信頼も高まっていくと考える。一方で、会計年度任用職員の方が、成績率や来年度の再任用を気にするあまり意見が言えなくなってしまうこともあるかもしれない。そのようなことは絶対になくしていかなければならない。必要なことはしっかりと伝えられる環境づくりに留意していただきたいと思う。また、いわゆる年収の壁で収入が減ってしまうという方たちに対して、しっかりとした説明、対応を行っていただきたいと思う。今現在多摩市の会計年度任用職員は正規職員よりも多い

1,000人以上の方が勤務されていると伺っている。この中には10年を超えて大変長く市役所業務に従事されてきた方もおられるということだった。会計年度任用職員の支えなしには、市役所は十分な機能を果たすことができない。本人が希望すれば無期雇用への転換も検討していただきたいと思う。以上のことを指摘して、多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべき立場での意見・討論とする。

ほかに意見討論はないか。

いぢち委員 第23号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場での意見・討論を行う。

今回の予算審査においても、この会計年度任用職員のことが話題に上がっていた。職種が多岐にわたっているが、本来無期雇用として認めるべき恒常的継続的な職務も多く含まれていると考えている。また、副校長補佐のように本来腰を落ち着けてフルタイムで働いていただいたほうがふさわしいのではないと思われるものもあり、当然そこには現場の判断等もろもろあるとは思いますが、今後極力こうした本来恒常的継続的に腰を落ち着けて働いていただくべき仕事に関しては、無期雇用への見直しを図っていく等、様々なご配慮をいただきたいと思っている。多摩市の非正規公務員に対する処遇等についてはもともと非常に手厚く、近隣市にも比して手厚い考え方をしており、そういった点は高く評価しているものである。そういう方針をこれからも貫いていっていただきたいと申し添え、ネット・社民の会を代表して可決の立場での意見・討論とする。

小林委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が2名である。よってこれより第23号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第8、第24号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 では、第24号議案についてご説明申し上げる。本件については、地方自治法施行令が令和6年1月19日に公布されたことに伴い、本条例において引用する法の条項番号を改正施行令に合わせて改めるものである。詳細については人事課長から説明する。

森合人事課長 詳細についてであるが、先ほど総務部長から説明させていただいたとおり地方自治法施行令が令和6年1月19日に公布されたことに伴い、当該条例において引用する法の条項番号を改正施行令に合わせて改めるところである。

改正条例の施行は令和6年4月1日を予定させていただいている。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第24号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、第25号議案 多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 第25号議案 多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただく。本件は、内容の変更ではなく、条文中

で引用している法律の法律名が改正されたことから、その引用部分について改正をお願いするものである。詳細については経済観光課長からご説明させていただく。

渡邊経済観光課長 資料は、新旧対照表で確認をさせていただきたいと思っている。お戻りいただいて本会議のところに資料がある。本会議をお開きいただき、令和6年第1回定例会、一番左上の市長提出議案、上の段の左から3番目の一部改正条例新旧対照表である。ページが22ページである。

こちらが新旧対照表で、左側が改正後、右側が改正前である。水色の部分、改正前は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」という法律名だったものが、左側で「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」ということで、引用させていただく法律名が変更になったのでこちらの条例改正を上程させていただくものである。

こちらについては、令和6年4月1日の施行を予定している。ご審査の上ご承認賜るようよろしくお願いします。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 今回の条例改正については、軽微なものと受け止めているので、これについて何か物を申し上げるわけではないが、来年度の予算カルテの中では、この条例についても来年度末が期限満了ということもあり、改正も含めて検討を進めていくような方向も示されていたかと思っているが、現時点での考えについて伺いたいと思う。

磯貝市民経済部長 今、委員が言われたとおり、令和4年度にこの条例を改正させていただいて、来年度でちょうど丸3年になるが、今産業振興マスタープランの改正、あるいは尾根幹線の沿道の利活用の検討だったり、あと多摩センターの関係でも、将来ビジョン等の作成をしている中で、こういった企業が多摩市に来ていただきたいのか、こういった企業さんの営業所が来ていただきたいのか、そうした中で検討させていただいて、来ていただきたい企業さんを誘致できるような条例、あるいは産業振興マスタープランの中では既に多摩市内に立地しておられる企業さんでもいろいろな課題を抱えているところがある。それを土地の利用のところでももちろん対応するものも

あるのだろうが、条例でこちらで何かしら対応するものがあるのかどうか、そういったところを検討させていただいた上で、必要な部分を改正していきたいと考えている。ただ、来年度改正を予定はしているが、通常だと3年ごとであるが、尾根幹線の利活用の関係などはそれに間に合わない可能性もあるので、もしかするとその後また通常だったら3年後となるのを前倒しで、まず、とりあえず1回やらせていただいた上で、適時改正をさせていただくことも視野に入れながら対応していきたいと考えている。

岩永委員 今言ってくれたように、私もこういう企業に来てもらいたいというような業種があると、例えばそういうところにはインセンティブをつけるとうか、そういう考え方もあるのかなと思ったのが1点と、たくさんの企業が殺到してくれるような感じになったらよいかと思ったりもするが、なかなか難しい中では、もう少し条例自体にここはいいなと魅力を感じてもらえるような内容をどう盛り込んでいくのかということがあると思うが、その辺りは検討していただきたいと思っている。

それから、もう一つ、審査会が設置をされているかと思うが、こちらの審査会には専門家の方も入れていけるような規定もあったように思っているが、今までその審査会の中に例えば専門家の方々に加わってもらったような事例はあるのか。

渡邊経済観光課長 審査会は、現在副市長を長として、部長級の会議ということで運営をしている。これまでは、担当職員のほうが、十分に聞き取りをしながら対応してきたというところで、そこに専門家の方が入って審査をするような事例はこれまではなかった状況である。

岩永委員 まずは向こうの企業さんが来てということになるかと思うが、もう少しこのようにしてくれたらもっとよいというところでアドバイスができるようなそういうコミュニケーションかできるかなと、いろいろそういうことを思ったりしたので、もちろん来てくださる企業がということもあるが、事前に来てもらえて、この条例を何か適用できるということとともに、多摩市にとってこのような感じだったらもっと良いというようなことをお互いにやり取りができるような形になるとよいと思っているので、この条例にそれを盛り込むかどうかは別としても、そのようなことも考えていただ

けたらよいかと思ったので、そのことだけお伝えしておきたいと思う。

磯貝市民経済部長 今、委員が言われた点、どういったインセンティブがあれば企業も来たいと思うのかというところは、まさに産業振興マスタープランの中で、いろいろな企業に今入っていただいている、大きな企業から中規模あるいは個人事業主の方も入っていただいている中で、いろいろな意見を頂いた上で、それぞれの分野でどういったメリットがあれば、あるいはどういった支援策があれば今後も多摩市にいたいと思っていただけるのか、そういったことを聞き取りながら今後も進めていきたいと考えている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決をする。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第10、所管事務調査 市民生活と市の業務に関するDXについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和5年6月21日に総務常任委員会のテーマを市民生活と市の業務に関するDXについてとした。また、テーマに関連した先進市として、10月26日に新潟県新潟市、10月27日に新潟県見附市にてDXの先進的な取り組みについて視察を行った。この視察を通してDX導入の効果や課題などの実際を学んだことで、さらに調査を進め、その成果をまとめて市民にも報告する必要があると考え、令和5年12月12日に2年間のテーマを所管事務調査に位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和6年1月12日に担当所管課に協力いた

だき、勉強会を行った。勉強会では、市のDXの施策事業として取り組んでいる事業や方針について説明を受け、学びを深めてきた。ここまでこのように進めてきたが、今後も引き続きDXについて理解を深め、市民サービス向上及び事務の効率化の視点でDXについて調査研究を進め、本委員会として提案できるよう協議していきたいと思う。このことについてご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については、委員長に一任いただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第11、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

なお、市の組織改正に伴う委員会条例の改正により、4月1日以降は所管が一部変更になる予定なので、ご承知おきいただきたいと思う。

この際暫時休憩する。

午後 1時54分 休憩

(協 議 会)

小林委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会1番、令和6年4月1日付多摩市組織改正について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 それでは、企画政策部の案件が11件あるので、直接課長からご説明させていただく形でよろしいか。

では、順次1番からご説明をさせていただく。

小形企画課長 それでは、まず協議会案件1番の令和6年4月1日付の組織改正についてである。資料については、協議会の1をご覧いただければと思う。

施政方針でも触れさせていただいたが、令和6年4月1日付で昨年11月に策定した第六次総合計画の推進体制の整備を中心とした組織改正を行う。

主な改正内容であるが、こちらの資料だと第2のところに部ごとに記載させていただいている。まず1番の企画政策部の関連では、(1)にあるとおり市民自治を推進するための体制整備として協創推進室を設置する。また、(2)として健幸まちづくり推進室を企画課に統合という形である。この2点については、12月の組織条例の改正に際しご説明させていただいている内容である。

2番の市民経済部では、(1)として観光に係る施策と商業振興や拠点地区の活性化に係る施策を一体的に進めるという観点で、「観光担当課長」を「商業・観光担当課長」に改称し、担当事務も一部変更する。(2)は組織条例の改正に伴って消費者の保護に関することが市民経済部の事務になったので、消費生活センターを経済観光課に移管するという形である。

次のページに参って、3番のくらしと文化部については、協創推進室の設置等に伴いコミュニティ・生活課を廃止するものである。

4番の子ども青少年部では、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を所管する児童青少年課に子ども・若者育成係があるが、こちらを子育て支援課に統合し、子ども・若者に関する政策の企画調整や施策推進を図る部署として、課名についても「子ども・若者政策課」といった形に名称を変更するものである。併せて、同部の担当課長の体制についても再編する。具体的には、現在「子育て・若者政策担当課長」と「公立保育園担当課長」といった形で2つの役職があるが、こちらを廃止して幼

稚園、保育園や認定こども園を担当する「幼児教育・保育担当課長」を設置する。

続いて5番目の健康福祉部については、先ほど申し上げた健幸まちづくり推進室の関係であるので省略する。

6番の環境部である。先日の予算審査でもお話が出ていたところであるが、グリーンライブセンターは今までみどりの拠点といった位置づけであったが、これからは緑と環境の拠点としていくといったことを踏まえ、その管理運営に関する事務については地球温暖化対策担当課長の担当事務に変更する。

次のページに参って、4分の3ページになるが、ここからは参考として市長部局以外の組織改正についてご紹介させていただく。

まず教育委員会事務局では、これまで別組織として運営してきた永山公民館と関戸公民館を統合し、館長も多摩市公民館長という形で1名の配置にする。また、中央図書館整備事業の終了に伴い、中央図書館整備担当課長の職を廃止する改正となる。

最後4分の4ページ、下水道事業の関係である。こちらについては、第4回の定例会でお認めいただいた下水道事業の設置等に関する条例の改正により、下水道事業管理者を設置せずに部制とし、具体には下水道部を設置するものである。

なお、このほか係レベルでの改正もあるが、本日は課以上の部分でご説明をさせていただいた。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今回大幅なのか小幅なのかわからないが、企画政策部が結構大きくなるかと思っている。私が気になっているのは、あそこの3階だけだと非常に手狭で、あそこの中に移動してくるような職員の皆さんが全部入るのはなかなか難しそうで、フロアのレイアウトはどのような感じになるのかと思っているが、どうなのか。

小形企画課長 まず協創推進室の関係については、今回協創推進室がコミュニティ・生活課とある種企画課の一部が一緒になるといった中で、協創推進室は第二庁舎の2階で執務する予定である。もう1点企画課の関係で、先ほどの健

幸まちづくり推進室の統合があるが、まずは係長・担当の部分については、その自治の関係が、第二庁舎のほうに移動するという中では大きく人数も変わらないかといったところである。そうすると、健幸まちづくりの担当部長のポスト等がふえるところでは、レイアウト的には管理職のところのスペースをつくって、管理職席が並ぶような形でのレイアウト変更になるうかと考えている。

岩永委員 いろいろと工夫をしないと大変そうだなということだけはよくわかった。それから、2ページの下のところに執務室の共同化と書いてあるが、これはどのような感じになるのか。

小形企画課長 こちらは2ページの下その他のところで書かせていただいているが、現在多摩市の場合、国民健康保険税は保険年金課が、その他の市税については納税課が収納と徴収を行っている。こちらについても税の収納徴収の部分を一元化していこうといった中で、そうすることで例えば納税相談とかも今までは別々になっていた部分なども一体でできるようなところもあり、それに向けて、今二階のもともと経済観光課があった場所というのがあいている。そこを活用して、その席を一緒にして、そういった形で取り組んでいこうと考えているところである。

いぢち委員 教育委員会のほうに属するのでわかる範囲でお答えいただきたいが、公民館の館長が1名に統合される。それに伴い、そもそも館長はどこにふだんおられるのかと思うが、これまでとスタッフの数等も何らか変更があるのかどうかをまず伺う。

小形企画課長 わかる範囲でお答えするが、今までも公民館長はポストとしては2つあったが実際近年は1人の人間が兼ねていたので、その点については、おそらくどちらか一方にずっといるわけではなく、両方をきちんと見ていく形になろうかと思っている。また、公民館の組織体制としては、教育委員会として今のところ関戸・永山それぞれに事業担当として2つずつあるが、事業の部分は1つにしていこうといった形で、今まで係長の数でいくと4人の分のポストがあったところ、3人体制のポストでやっていくと伺っているところである。

いぢち委員 今まさに言っていたが、これまでも実質1名の方が両方束ねてお

られたわけである。そこをあえて1名にするということは、例えば多摩市のそういった文化あるいは公民館政策が変わるのか。例えば永山と関戸で連動してこのような催物や企画をする等、何らかそういったお考えがあつての今回の統合だったのか。

小形企画課長　今までも当然2つの館で連携しながらではあつたが、それをなお一層ということであり、むしろこれまでのよさはなくさない形でやっていこうという、ある種前向きな改正だと伺っているところである。

小林委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会2番、第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版【令和4年度の取組】について市側の説明を求める。

小形企画課長　それでは、資料については、協議会2をご覧くださいければと思う。

多摩市では第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を令和3年3月に策定しており、取り組みを推進してきた。こちらのかかわら版であるが、大分前になってしまった令和4年度の取り組み内容と、検討委員会を設けているが、そちらの評価についての情報を共有するために毎年度作成しているものをご報告させていただくものである。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第1章で人口ビジョン、第2章で戦略といった形で構成している。まずこのうちの人口については、こちらの1ページ目にもあるように近年微増ではあつたが、昨年10月の実績だと14万7,904人で、ピーク時が令和元年10月だったが、そこからは若干の減少になっているところである。ただ、令和4年10月との比較でいくと134人ふえており、減少局面になったとも、なかなか言いづらい状況である。

次のページをご覧ください。戦略については、4つの基本目標と2つの横断的な目標を定め、それぞれに数値目標とKPIを設置している。まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討委員会で評価を行っていただいております、本日はそちらの説明である。

まず左上の基本目標1については、3つの数値目標を設定している。実

際はそのうち2つが経済センサスの数字を使っているものであるが、調査方法が変わった関係で一律な比較ができなかったところもあり、こちらの残る1個の数値目標やK P I の状況なども勘案し、検討委員会からはBという評価になっている。

左下の基本目標2については、4つの数値目標を設定している。①の20歳～29歳の転入超過人口については、令和5年度までの減少を累計500人にとどめるという目標にしていたが、既にこの令和4年度末の実績で累計492人となっているので、あまり芳しくない状況になっている。

②の30歳～49歳の転入超過人口は、最終目標までが100%だとすると、この時点だと60%まで到達すればおおむね順調に進んでいるだろうといった中で56.4%であり、目標には少し及ばずという状況である。

③の20歳台あるいは④の30歳台の滞在人口率については、コロナ禍の影響を受けながらも向上していたところで、こちらについては検討委員会からAといった形の評価をいただいている。

次のページの上側、基本目標3については、2つの数値目標を設定しているが、一つは市政世論調査の結果で、こちらの検討委員会の評価の時点ではまだ結果が出ていなかったということで、令和2年1月1日時点と比較した年少人口を数値目標としている。そういった中で、そのほかのK P I 取り組みの部分では、妊婦面接率の向上や子育て広場事業への利用者の増等があった中で、検討委員会からBという評価をいただいているところである。

同じく下段の目標4、ひとりでも安心して暮らし続けられるまちをつくるである。こちらも2つの数値目標のうちの1つが世論調査の関係であったので、ここでは65歳の健康寿命のみを記載させていただいている。こちらについても、その結果やK P I の状況も勘案してBという評価をしていただいたところである。

次のページに参って、横断的な目標が2つあるが、先ほどのものと同様に数値目標の結果等を勘案していただき、それぞれAという評価をいただいたところである。

なお、一番下のところには、その検討委員会の委員からの主な意見を

紹介させていただいているので、そちらもご覧いただければと思う。

もう1点補足がある。第六次総合計画では、分野横断的に取り組むべき重点テーマの一つである活力・にぎわいの創出への取り組み方針として3つの基本目標とその達成に向けた推進力といったものを掲げており、これが今後の総合戦略の大きな方向性という形で一体化したところである。令和4年12月になるが、国がまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定してデジタル田園都市の国家構想総合戦略を策定し、昨年12月には国が自治体向けの手引を改訂している。そうしたことも踏まえ、来年度の大きな方向性は総合計画の中に記載しているが、数値目標やKPIについては来年度検討していきたいと考えているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件の3番目、多摩市国土強靱化地域計画（素案）について市側の説明を求める。

小形企画課長 それでは、多摩市国土強靱化地域計画（素案）についてご説明させていただく。資料については2つついているが、まずは素案、39分の3ページ、目次の部分をご覧いただきながらお聞きいただければと思う。

第六次総合計画では、先ほども出た活力・にぎわいの創出といった中で、国土強靱化のための4つの基本的な考え方を示している。その上で総合計画の策定に合わせて国土強靱化地域計画を一体的に策定し、強靱化に係る個別計画の指針とするとしているところである。本市では、令和3年11月にもともこの計画を策定して取り組んできたところであるが、昨年6月には国が法改正も行い、その後の7月に新たな基本計画を国でつくったところである。こうしたことも踏まえ、総合計画に合わせて令和14年度までを計画期間とする国土強靱化地域計画の改定を行うところである。

目次をご覧いただきたいが、まず国土強靱化地域計画の全体像をこちらを使ってご説明させていただく。まず大きな2番に強靱化の基本的な考え方とあるが、こちらのうちの(1)のところで基本的な考え方、(3)のところで強靱化における推進目標を設定し、それをもとに項番3の脆弱性評

価の中で（２）の自然災害を想定し、さらに（３）のリスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態を設定し、リスクシナリオごとに（４）脆弱性の評価を行い、これを回避するための取り組みを整理するといった形で国土強靱化地域計画はつくられている。

今回は改定であるので、もう一つの資料の概要版をお開きいただければと思う。まずこちら２分の１ページ目の左側の真ん中をご覧いただければと思うが、基本的な考え方については、ここに①から④までであるが、人命の保護、まちの重要な機能の維持、市民の財産、公共施設の被害の最小化、迅速な復旧・復興という４項目、こちらは先ほど申し上げた総合計画でも既に取り組んでいるところである。

その基本的な考え方のもと、ページの右側にあるように強靱化における推進目標として６項目を設定している。

資料の次のページに、現行計画と今回の素案の変更点ということで強靱化における推進目標の変更点を記載させていただいている。もともとは左にある目標１から目標８までの推進目標を設定していたが、国の基本計画の改定の中でもこういったものの統合が図られ、右側にある６項目に変更されている。市もそれを踏まえて、例えば目標４と６を統合して目標５とするといった形で、何かを置いていくというよりは大きくくり化をして６項目に整理させていただいているところである。

その上で、先ほど口頭だけでお伝えしたが、推進目標を踏まえて、その目標の達成の妨げになるリスクシナリオをつくっている。今回そのリスクシナリオに３０個設定しており、例えば目標１の人命の保護が最大限図れるといった中でどのような事態を想定しているかというと、不特定多数が集まる施設が倒壊、火災になる、情報伝達の不備で避難行動に遅れが出て多数の死傷者が出るといったことをリスクシナリオという形で設定している。

その上で、脆弱性を評価してそれを回避するための取り組みを整理するというので、下が脆弱性評価結果の部分である。ここでは先ほどの目標に合わせた整理といった部分もあるが、それに加えて国でもここで改定した基本計画の中ではデジタル技術の活用あるいは今回の災害でもあった災

害関連死への対策といったものも考慮し、項目を追加している。

具体的に言うと、例えば目標１の人命の保護が最大限図られるといった中では、防災DXや先進技術の活用として国のクラウド型被災者支援システムの導入検討、避難所における防災DXといったものを掲げさせていただいているところである。また、一番下の目標５のところで行くと、今回当初予算でも提示させていただいているが、ドローンによる被災状況の収集といったものを追加させていただいているところである。

なお、本計画については、２月にサイドブックの各課情報提供でお知らせしているが、２月２０日から３月５日までの間パブリックコメントを実施させていただいたところである。現在年度内での決定を目指して最終調整を行っているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件４番、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて（状況報告８）、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 それでは、協議会の案件４番、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて、資料があるのでお開きいただければと思う。資料の５分の２ページ目、これまでの経緯と今後の予定というところで、１２月議会の総務常任委員会の際にもご説明をさせていただいたが、その後については当初昨年１２月中にというお話をさせていただいていたが少し遅れて２月の初旬に立体横断施設が完成しているところである。また、そこへの聖蹟立体駐車場からの直結動線が今月中にはできる予定と伺っている。今日あたり完了検査をし、できれば来週中には開通させて通れるようにしたいと考えていると伺っている。

続いて５分の３枚目のスライドになる。令和６年度におけるエリアマネジメント法人との連携等というところで（１）（２）とあるが、（１）がエリアマネジメント法人の活動予定である。法人が直接運営活動する内容としては、かわまちづくりを進めるプレイヤー・仲間づくりを積極的に進めていくということで、①プレイヤー向けのコミュニティSNSを立ち上げ

る、②せいせきカワマチツアーの説明会の実施で、これまでにかわまちづくりに関わってきていただいた皆さんや今後関わりたいという皆さんに対して、かわまちづくりでこういうことをやっていきたいのだという説明をするツアーをやっていく、これを年4回ほどやりたいと考えているということで、第1回を2月に行ったと聞いている。そういったところに参加していただいた皆さんに①のコミュニティSNSにも参加していただいて情報共有などをしながら一緒にイベントを実施することを考えていきたいといったところである。③のせいせきカワマチオープンデイは、エリアマネジメント法人が主催するイベントとして実施し、そういったところに①のプレイヤーの皆さんにも参加していただいて一緒にかわまちを盛り上げていくことを今考えているところである。エリアマネジメント法人にかわまちの広場のところの管理運営をしていただいている中では、それ以外のあそこを使いたいという皆さんとの連携なども進めていただいているところである。

「(2) 連携・支援内容」と書いてあるが、こちらは市が行っていくということで①②③とあるが、①については引き続きエリアマネジメント法人とも定期的に調整会議を行いながら、かわまちづくりを進めているところである。日常的にはメール・電話等で頻繁に連絡を取り合いながら定例的な打合せも毎月行っているところである。引き続きそういった調整を行いながら一緒にかわまちづくりを進めていく。②③といったところで、③については、当初予算にも載せさせていただいているが、かわまちづくりを進めていくに当たってエリアマネジメント法人もなかなか資金的な余裕がない中で、当初の備品購入、またイベントの実施といったところでの費用を補助していく。令和6年度については1,000万円の補助を予定しているところである。その内訳は、先ほど申し上げたとおり整備品、イベントの実施、また倉庫の設置である。かわまちづくりで使用する備品等の管理用の倉庫が今ないので、そちらをエリアマネジメント法人で設置したいということである。その設置に当たって、市の普通財産の市有地の貸し付けを予定しているというのが②のところになる。現在宮之下公園の横に市の普通財産としての土地があり、そちらに倉庫の設置をしたいということで、

市でそれを貸し付けるといった手続を進めていくところである。

続いて、4枚目のスライドになるが、ハード整備で、こちらはサイクリングロードの整備についてのご説明である。かわまちづくりエリアにおいては歩行者と自転車が交錯することがないように動線を考えていきたいということで、当初からサイクリングロードはなるべく河川敷に下ろしていき、堤防の上は歩行者が歩くような分け方をしたらよいのではないかと考えていた。こちらについて国土交通省に整備の要望を上げていたところであるが、今年度中にこの区間だったらできるというのが示され、宮之下公園から京王線の鉄橋あたりだったら本年度中の工事ができるということで、今工事をしているところである。2月中は天候もよくならなかったところもあり少し工事が遅れていると聞いているが、当初の工期は3月19日までを予定しており、来週中には何とか終わらせたいということでお話を伺っているところである。当初の多摩市側のサイクリングロードの要望というところでは、なるべく長い区間をサイクリングロードとして使っていきたいということで、府中四谷橋の下流側ぐらいから鉄橋、さらにその先までサイクリングロードにしていけたらよいのであるが、今回は国土交通省でこの区間を先行するのならばできるということで、先行して取り組みを進めていただいたところである。引き続き多摩市側からも延長をお願いしていくことを考えている。

また、このエリアについて聖蹟かわまちづくり協議会でもご説明を差し上げて、安全対策のご意見をいただいたところがあるので、年度内にできるところから安全の啓発表示のようなものをしていきたいと考えているところである。ハード整備については以上となる。

最後のスライドは、せいせきカワマチの利用状況・利用方法についてである。昨年10月から運用を開始して今どのぐらいの利用があるかであるが、利用状況の1番目としては、広場の利用が延べ16件で、アウトドアヨガ講座、ロードシューズの試し履きのイベント、青空古本市等がこれまでに行われたところで、1月末までの間に16件の利用があった。また、キッチンカーの利用については、2事業者が50回利用されているところで、複数台出ている日もあれば1台だけという日もある。2月については

3事業者が出店されたということで、こちらについては引き続き使いたいというところも出てきているところである。また、用品の貸し出し事業もエリアマネジメント法人で開始したということで、遊具やシート、いすといったものの貸し出しを行っている。冬場はなかなか利用がなかったところであるが、10月から12月にかけて、また、これから3月、暖かくなってきたので、こういった利用もふえていくかと考えている。

(2) 利用ルール・利用方法である。当初は芝生を整備したエリアだけの管理だったが、一部一ノ宮公園のほうも拡張して芝生を若干傷めるような行為ではないが、傷めても大丈夫なような活動、ドッグランやたき火のようなことを少しお話しさせていただいていたが、一ノ宮公園のエリアについて告示を行い、芝生のエリアに変えるという手続を2月に行った。そこについて旧一ノ宮公園の部分と新しく整備した部分の利用方法を市民の方にもわかりやすいように整理を行い、今河川敷に看板も設置して、こちらのエリアでこういうことができるといったこともお示ししながら取り組んでいるところである。簡単に表にしているが、もう少し細かいものはガイドラインを市公式ホームページ等でご案内しているところで、こちらの利用に当たってはエリアマネジメント法人にお問い合わせいただくという形を取っている。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについての説明は以上となる。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号5番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 資料は協議会の5番の資料になるので、そちらをご覧願う。

日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて状況の説明をさせていただく。

まず資料の17分の1ページをご覧願う。大きな一番のこれまでの経過等についてであるが、ここのところは、これまでの経過を時系列で積み上げて記載させていただいている。それが次のページにかけて記載されている。

次に、17分の2ページをご覧ください。大きな2番の現在の状況等についてが、本日新たに説明する部分になる。次のページにかけて白丸が2つあるが、まず1つ目の白丸については、令和5年12月に日本医科大学側から新たに文書の提出があった。その文書の概要を読み上げさせていただく形になる。

法人としては、建設費に関する「別途の方策」について検証を進めているところであるが、病院事業に係る運営費について検証した結果を伝える。南多摩医療圏内で市立病院を有する三市、こちらは町田市、日野市、稲城市ということになるが、その三市と比べると、多摩市は医療に対する財政的な貢献度が低いとともに、市立病院を有しない八王子市と比べても同様であるということが記載されている。現在、新病院建設費が高騰する一方で、現状のまま計画を遂行した場合、赤字が重くのしかかり、将来の収支状況の改善は長期間見込めないこととなる。そのため、普通交付税・特別交付税措置を利用し運営費を補助するなど、あらゆる財政支援の方策の検討をお願いしたいという要望があった。その文書の現物を17分の4ページから17分の15ページにかけてお示ししている。

また、再度17分の4ページをご覧くださいと思う。そこから次のページに目を移していただきたいが、そちらに棒グラフが3つあるが、現在の建築費の状況が示されている棒グラフになる。左端が令和2年の12月時点、真ん中が令和5年2月時点、右端が令和5年12月時点という棒グラフになるが、左端の令和2年12月時点の建設費については約150億円であったということである。その後右端のグラフに移るが、令和5年12月の時点では約280億円と当初見込みの1.8倍になっているということで、ほぼ倍近くなっているというような状況を示したグラフになっている。

次に、グラフの下の大きな3番の運営費について以降については、南多摩医療圏に属する町田市、日野市、稲城市が有する市立病院に対して支出している繰出金、それと交付税の額をまとめた表となっている。八王子市については、市内の2つの大学病院に対して支給している補助金額と交付税をまとめた資料となっている。日本医科大学からは、こうした各種の状

況を例に出して、多摩市以外は病院に対して財政支援を行っているということで、交付税を利用した運営費補助をはじめとした、それ以外もあらゆる財政支援の検討を行い、運営費の支援を求めたいという文章内容になっている。

行ったり来たりして申しわけない、17分の2ページに戻っていただきたいと思う。そうした日本医科大学側らの要望があったことから、その次のページ3ページ目になるが、2つ目の白ポツがある。日本医科大学に出した文書の内容の概要になる。

読み上げる形になるが、本市は普通交付税の不交付団体であり、本市が貴法人に運営費補助を行うことで普通交付税が交付されるようなことはない、また、南多摩医療圏に属している多摩市以外の4市と同程度の繰出金、また補助金を支出したとしても、本市の普通交付税の算定によると、基準財政収入額が基準財政需要額を上回っているということから結果特別交付税も交付されることはない。そのため、貴法人からの依頼に対する対応は難しい状況にあるという回答を行っている。その文書の現物が17分の16ページ以降になる。

日本医科大学側では、多摩市から12月28日付の文書回答を受けて、日本医科大学側にとっても内部の検討の期限があるようで、現在内部の高いレベルでの協議に入るということで協議の継続は待つてほしいという話があったため、現在協議はストップしている状態であるが、日本医科大学側から近々何らかしらの結果が示されるのではないかと考えているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

遠藤委員 経過が確認できたが、どうもボタンの掛け違いがあるというか、交付税の話で終わっている。これは市に聞けばわかる話なのに、向こう様の検討が少しボタンが掛け違っているのかという感じがしたが、この辺の事前のすり合わせや協議はないのか。

本多保健医療政策担当部長 いろいろと交付税の算定の仕方といった話をさせてはいただいていたが、日本医科大学側も各市を回ったり東京都へ行ったりしていろいろな状況の確認をした上で、普通交付税の支給対象にならない中で特別

交付税についてはどうなのだという事も調べた上での提示であると考えている。向こうとのやり取りの中では、交付税の対象にはならないことはわかってはいるのだが、再度の確認と、それ以外の支援も検討してほしいということを含めた依頼である。

遠藤委員 公立病院を持っている町田市や稲城市と比較してもしようがないが、八王子市の件が少し気になる。八王子市が大学病院に出している補助金はどういう内容なのか、この辺をもう少し詳しく伺いたい。

本多保健医療政策担当部長 八王子市が出している補助金については、八王子市には市内に2つ大学病院があり、その大学病院に対してそれぞれ億単位の補助金を出しているが、運営費・専門救急医療整備事業補助金という名目での補助金を出しているということである。

遠藤委員 市立病院でもないし大学でもないわけであるが、どういった理屈で民間の大学病院に八王子市が出しているのか。これは何か規制があるものではなく、政策的に出しているという位置づけなのか。

本多保健医療政策担当部長 詳細まではお聞きしてはいないが、そうした意味合いが含まれているものだ認識している。

岩永委員 私の印象では、暗礁に乗り上げているようなことも耳にするし、大丈夫かなと思っているのであるが、最後のところで、これはまだ言える段階ではないのかもしれないが、市長から日本医科大学に出されている回答文書に「運営面に対する支援以外の方策」と書かれているが、それはどのような方策なのか。

本多保健医療政策担当部長 運営費ではなかなか日本医科大学側の要望に沿ったものは難しいということで、今現在永山駅周辺のニュータウン再生絡みの勉強会に日本医科大学側にも出ていただいております、地権者との話し合いを行っている。一方で、市も駅周辺のニュータウン再生でいろいろな取り組みを行っている中で、運営費以外の部分でどういうことができるのか、今市の中で取り組んでいることを伝えている。具体的にどういうことを行うかはまだ活字としてお示ししてないが、その運営費以外の部分で何かしら支援ができないかを検討しているのだということをお伝えしているだけである。

岩永委員 令和5年12月であるので去年の年末にこれを出されてから今2か月以

上たっている中で一つ明らかになったのは、この場所を有効的に活用するために市としてコインパーキングかどうかよくわからないが駐車場としての活用を検討しているということが一般質問の中でも明らかにされたような気がしているが、そのことについては先方も了解されているのか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 先方とは旧多摩ニュータウン事業本部用地のところで病院の移転建て替えを進めていこうということは今でも確認させていただいている中で、その時期によっては市としても駅の近くであるというあそこの位置づけや貴重な財産なので有効活用したいという意向についてお伝えさせていただいているところである。

岩永委員 ということは、意向は伝えているが、まだ意向の段階であり、具体的に多摩市として例えば駐車場として活用するような段取りはまだされていないと理解してよいのか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 具体的に何をどうするかというところまではなかなかお伝えしにくい部分もあるので、法人にお伝えしているのは、病院の移転建て替えに支障がない範囲のスケジュールの中で、市として有効活用できるのであればさせていただきたいという趣旨をお伝えしているところである。

岩永委員 この間の一般質問の答弁の中に駐車場という具体的な言葉が出てきたので、そのことについて伺っている。

榎本行政サービス・アセット担当部長 それで具体的にどうだという例示として、これまであそこは駐車場として使っていたという経過もあるので、そういう土地利用も考えられるということで答弁させていただいている。

岩永委員 ということは、それはまだ決まっているわけではなく、これから日本医科大学との協議の中で、日本医科大学が移転をするかどうかともよくわからないが、来られるというかそのことが決まるまでの間というような形でやっていくということなのか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 言われるとおり、あその場所に新しい病院が移転建て替えをすることは私ども現在においても最優先と考えているので、その支障がない範囲でどのようなことができるのかを検討させていただいているということである。

岩永委員 このようなことがあったら困るなど思っているが、仮に日本医科大学との協議が調わなかった場合市はどのようにされるのか、その辺りについてはまだ検討していないという感じなのか。

本多保健医療政策担当部長 仮に市外に出ていく、閉院するというのがこれまでの文章の中に言葉としてあったが、我々としては、これまでの協議の中で日本医科大学側からも今のUR局舎跡地への移転建て替えを最優先に考えていただくことを確認しているしその前提で交渉しているので、そういったことを想定して別に動いたり具体的に何かしているということは今のところない。

岩永委員 今もし来なかった場合を想定して動くというのは日本医科大学側にも失礼なことであるからなかなか難しいと思う一方で、ただ、いつまでに結論を出していただくのかということもあるかと思う。お互いにとって良い状況でということを見ると、結果この話がなくなったというようなことにならないように進めていただきたいし、何といても日本医科大学多摩永山病院には患者さんがおられるので、患者さんは日本医科大学多摩永山病院に今かかっているわけであるが、患者さんの立場にとってみればきちんと自分の罹患している病気を治療してくれる医療機関があることが非常に大事なことだと思っているので、そういう環境をどのようにこれからも多摩市の中で確保していくのか考えていただきたいということだけ申し上げておきたいと思う。

本多保健医療政策担当部長 日本医科大学側からいろいろな支援をという要望が出ているが、今現在どのような病院をいつどのような診療科目でという新たな病院の全体像を示していただいていないと考えている。また、今後の収支見通しを見させていただいた上で支援の内容を考えていかなければいけないと今思っているところであるが、そういった判断材料がなかなか出てこない中では、支援をと言われても、我々の検討も先に進まない状況にあるかと思っている。今現在日本医科大学多摩永山病院に通われている患者・市民の方が非常に多くおられるので、そういった方に迷惑というか医療にかかわれない状況はつくらないようにしていきたいと考えている。

いいじま委員 今の質疑と重なってしまうかもしれないが、今回多摩市から日本医科大学にご返答された。ここで普通交付税、特別交付税は利用できない、そう

いう方法はないということの回答をされているかと思うが、日本医科大学側からすれば、交付税がないにしても多摩市以外のここに載っている4市、町田市、日野市、稲城市、八王子市と同程度の繰出金または補助金を出してもらえないかと当然向こうとしては考えると思うが、それに対してはどのように考えておられるか。

本多保健医療政策担当部長 資料を見ていただくと、それぞれの自治体が7億～10億円という金額を毎年繰出金や補助金ということで出されているが、今の市の財政状況からすると億単位のお金を毎年継続してというのは難しいという話をこれまでの協議の中でさせていただいている。そうした中で、いかに新病院の建設費を工面していくかお互い知恵を出し合いながら協議を進めているような段階であるので、我々の意思としてはそういった支援は難しいと先方にお伝えしているところである。

いいじま委員 確かに今の財政状況からすると難しいのはわかると思う。ただ、ほかの近隣市を見ると7億から10何億円出しているという状況もある。そのところは相手との交渉もあるかもしれないが、これから多摩市の病院を守る、医療を守るという意味では、出してもやむを得ないというか出すべきだという議論もこれから出てくるかもしれない。それはこれからの相手方との交渉次第ということになるのか。

本多保健医療政策担当部長 先ほども申したように、どのような新病院になっていくのか、あと今後の財政収支の見通しもお示ししていただいた上で、さらに内部の検討を詰めていくことになると、今のところは考えている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号6番、豊ヶ丘・東寺方複合施設検討の進捗について、市側の説明を求める。

萩野資産活用担当課長 豊ヶ丘・東寺方複合施設検討の進捗についてご報告をする。2ページ目をお開き願う。これまでの取り組みである。左側に豊ヶ丘複合施設、右側に東寺方複合施設を書いており、縦軸が時間軸になっている。行動プログラムの廃止を明示したのが平成25年11月、その後陳情をいただい

て議会で採択、趣旨採択をしていただいたところである。それを受けて行動プログラムの見直しをさせていただき、それ以降市民ミーティング、市民ワークショップと様々してきた。コロナ禍を受けて一旦立ち止まったところもあったが、豊ヶ丘複合施設に関しては整備方針共同検討会を令和4年度に行い、令和4年度から令和5年度の頭までオープンハウスを開催している。東寺方複合施設に関してはワークショップを開催しようと思ったがコロナ禍で延期して、自治会・存続の会との協議を断続的にやってきたという経緯がある。豊ヶ丘複合施設に関しては、令和5年度末までに整備方針の案を固めてお示ししたいと市民の方々にはご説明してきたが、現時点では決定できていないような状況である。東寺方複合施設に関しては、豊ヶ丘複合施設の方針の決定内容を踏まえ、市民対応を再開する予定で今のところ考えている。

現状の検討状況を次のページ以降に書かせていただいている。豊ヶ丘複合施設の現時点での検討状況であるが、まず様々な施設の機能・手法について庁内的にずっと検討を進めている状況である。

まず1つ目、地区市民ホール・老人福祉館に関しては、そのあり方（将来構想）について検討しているところである。これまでの共同検討会の議論の中では、老人福祉館の対象である60歳以上の高齢者世代はもとより、様々な世代が集まれる、また活動できるフリースペースや貸室といったコミュニティ機能についてどのように実現していくか庁内的に検討を進めている。

2つ目、福祉相談機能、こちらは「豊ヶ丘複合施設における福祉相談機能や居場所機能を検討中」と書かせていただいている。これまでの検討会の中でも地域の相談事が横断的につながることを実現してほしいという中では、地域包括支援センターによる出張相談を一方で想定しながら検討を進めているところである。

3つ目、児童館についてであるが、少子高齢化が進む中で、どのような児童館であるべきかを児童館のあり方、基本方針という形で将来構想の検討を進めているところである。児童館の将来像の検討に当たっては、関連する学童クラブや放課後子ども教室、子育て広場事業など、子ども政策全

体を俯瞰しながら検討を進めているところである。

また、4つ目の図書館に関しては、「読書活動振興計画の更新にあわせて地域図書館の機能を検討中」と書かせてもらっている。現在3月末まで図書館では読書活動振興計画の更新に向けたアンケート調査を実施しているところである。その中で、図書館の利用状況やニーズを把握しながら館ごとの利用者の特徴、目指すべき姿、具体的な取り組みについて検討しているところである。それらを含めて豊ヶ丘複合施設にどのように当てはめていったらよいかを今庁内的に議論しているところである。

2つ目の施設の整備方法についてであるが、建設後45年を迎えて老朽化が進んでいるという中では、スピード感を持って対応していきたいと考えているところである。これまでの共同検討会、オープンハウスでの市民意見等も踏まえながら、現施設を解体し平屋に建て替える方向で検討している中で、まだ完全に決め切っているわけではないが、その方向で庁内的な議論を進めていることを報告させていただいている。

また、施設の管理運営方法についても、何らかの合理的な管理方法がないか検討している。

4つ目の整備方針案についてであるが、次の議会、令和6年6月議会において整備方針としてこれらの議論をまとめてお示ししたいと考えているところである。

次のページであるが、東寺方複合施設の検討状況についてお示ししている。豊ヶ丘複合施設と同じように地区市民ホール、老人福祉館、児童館、図書館という今の施設の状況がある中で、豊ヶ丘複合施設だけではなく、市内の将来構想、老人福祉館、地区市民ホール、児童館の将来構想についても検討しているし、図書館も同じような形で検討しているので、それが東寺方複合施設にも影響すると我々は捉えているところである。その中では、施設の整備方法や管理運営方法について記載させてもらっているが、豊ヶ丘複合施設を踏まえた形の中で進めていきたいと考えている。

(4)の東寺方複合施設整備の基本的な考え方についてというところで書かせてもらっているが、これまでの市民との対話の中では、豊ヶ丘複合施設のようなやり方ではなく、初めに市としての基本的な考え方を示した

上で所管課職員を交え共に検討ができないかというご要望をいただいているところである。これらを踏まえて、市としての考え方をまとめる際には、豊ヶ丘複合施設の決定内容を踏まえながら市民対話を再開したいと考えているところである。

最後の5ページ目をお開き願う。今後のスケジュールのイメージを書かせていただいている。上段が豊ヶ丘複合施設であるが、来年度・令和6年度の途中までで整備方針を固めたいと思っている。その中では6月にまず案をお示しするが、その後地域説明会やオープンハウス等を開催しながら合意形成を図っていきたいと思っているところである。その後、解体・建て替えに向けたスケジュールということでは、まず基本計画、その後基本・実施設計を経て解体・建て替え工事という流れになっていくかと考えているところである。

また、現時点では改修工事という線を捨て切っているわけではないので、6月にお示しする中で、この改修工事を外せるかどうかも含めて、今は「どちらか」と書いて（改修工事）とさせていただいているが、市の考え方としては解体・建て替えの方向で検討を進めているということでご理解いただければと思う。

また、東寺方複合施設については、下段のところであるが、豊ヶ丘複合施設の整備方針が決定以降、市民対話を進めるべく市の考え方をまとめて整備方針の議論に入っていきたいところである。また、その市民対話等を通じて令和10年度の工事着手を目指して考えていきたい。豊ヶ丘複合施設については令和9年の着手というイメージであるが、1年遅れというイメージで進めていきたいと考えているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

上杉委員 東寺方複合施設のところで質問をさせていただければと思う。老人福祉館にお風呂があると思うが、このお風呂に入りに来られるご高齢の方は、一日どのくらいおられるのか。

萩野資産活用担当課長 所管部では把握していると思うが、私どもでは具体的な数字を把握していないので、後ほど調べて回答させていただければと思う。

上杉委員 このお風呂のことであるが、この近所に住んでおられる方から聞いた話

だと、非常にご高齢の方がお風呂に入りに来られる。結構つえをつきながら入りに来られる方もおられて、何も介助の人もいない状況で風呂に入っていて、見ていて非常に危ないという声もたくさん聞く。市役所として東寺方老人福祉館のお風呂のあり方についてどのように考えているのかお聞きできればと思う。

萩野資産活用担当課長 地区市民ホール・老人福祉館のあり方について現状所管部を中心に考えている中で、お風呂の是非についても今後お示しをしていきたいとは思っているが、現時点でこの場でお答えできる内容を持ち合わせていないところであるのでご了承いただければと思う。

岩永委員 検討状況をお示しいただいて、豊ヶ丘の複合施設の整備方針案については、ひとまず今度の6月議会の中で示していただけるようになっているが、施設の機能や手法について今庁内で議論して検討しているということであるが、例えば読書活動の振興計画というのは今回予算が出ていて4月から具体的に始まる中で、つまり今進めようとしている全体的な進みの進捗と各論の進捗状況の組み合わせのようなものがかなり難しいのではないかとと思う。例えば先に豊ヶ丘複合施設について図書館をこうするという事になってしまうと、これから読書活動振興計画の議論が進んでいくのに、その議論をある意味すっ飛ばした形になってしまうのではないかと気になっているが、そうしたあたりはどのようにされているのか伺いたいと思う。

萩野資産活用担当課長 確かに読書活動振興計画は直近で検討を開始したところになる。確定までは時間がかかると思っている。ただ、アンケート調査を現在実施している中で、アンケートの集計は早めに出てくるものと思っており、どのようなニーズがあるのか、豊ヶ丘複合施設の利用者の特色がどういう特色なのかは早期に集計ができるものと考えているところである。その中で、現状まず整備方針を豊ヶ丘複合施設としては固めたいというのは、どのように整備していくのがまずはよいのか、改修なのか建て替えなのか、機能はどのようなものを整備していくのがよいのかという、まずは大枠の方針を立てていく。

その後、基本計画の中でより具体的な、このようなことをしたい、あのようなことをしたい、このようなことができるようにしたいという計画、

また敷地の要件の中で何ができるのかというところを分析していく、その流れで徐々に具体化ができていければと思っているので、図書館をなくすなくさないという議論があるのかなのかというのはあるが、もしそれがなかったらスムーズに進んでいくと思っているところである。

岩永委員

地域でどのようなニーズがあるのかを把握していくことが必要だと思うが、全体を捉えながらどう考えていくのかも必要な視点だと思うので、その辺りのバランスをきちんと見ていかないといけないのではないかと考えている。

もう一つであるが、「福祉相談機能等（高齢支援課）」と書いてあるが、一方で、本庁舎の建て替えの議論をしていると身近な施設で行政サービスを受けられる、相談を受けられるといったお話もたびたび耳にするが、その辺りは今回のこの建て替えの議論の中でも考慮されていくことになるのか。あるいは、先ほど議論したが自治基本条例の中でも協創スタッフというようなお話もあったかと思うが、そういう方々が活躍するというか、そういう方々をここにどう組み入れるのかわからないが、そうした方々との関係性もどのようにしていくのかが見えないので、その辺りもしあれば伺いたいと思う。

萩野資産活用担当課長 地域の相談事が横断的につながってほしいというご意見をいただいて、先ほど申し上げたが地域包括支援センターによる出張相談というような案も出ているという話をさせていただいているところである。そこまですでにいかなくても、この窓口に誰かがいてつないでもらうことがもっと大切なのではないかということは、昨年この総務常任委員会の中でもご意見をいただいたところである。我々としても、まだ確定できたところまでは至っていないが、そのような視点も含めて議論をしているところである。

岩永委員

そうすると、先ほど話したように例えば本庁舎の議論を考えたりするときにも、こうした場所も頭の中に思い浮かべながら、こういうところが身近な市民の人たちにとってのある意味市役所の窓口になるようなイメージを持っておいたほうがよいのか。

萩野資産活用担当課長 各施設の窓口のイメージ、特に本庁舎建て替えの話では駅近という話も出てきているが、駅近や各施設での窓口対応については当然考えな

ければいけない話であるが、本庁舎整備を進めるに当たって直接的にリンクしてくるかという、各施設の窓口が充実してないと本庁舎が整備できないという直結した話ではないと思っているので、必ず想定はしなければいけないがそこまで完全にリンクした話であると我々が捉えているわけではないところである。

三階委員 私もすぐ近くに住んでいるので豊ヶ丘の複合施設について聞きたいが、今後改装されるということで、もちろん地域の方で何人かは知られているが、あの施設はそれなりに大きい、あれだけ大きい施設が改装されることにあまり関心のない方が多い。要はあの地域の方々はあまり利用されていないのではないかなと思う。あまり利用されていないということは地域の方々の要望にマッチしていないのであまり関心がないのではないかなと思う。要は今の複合施設、学童クラブが出た等、確かに児童館が入って図書館ももちろんあると思うが、そこまで内部の取り組み等がマッチングされていないのではないかなと思うので、そこら辺についてはどう思っているのか伺いたいと思う。

萩野資産活用担当課長 ニーズについては、我々も共同検討会やオープンハウス等でお伺いする中では、ニーズはあると感じながら進めているところである。もし本当にニーズがないとしたら建て替えしてほしいという意見は出ないかなと思っている中で、どこまでその意見を組み入れるべきか、我々も悩んでいるところである。全く関心がない方もおられる、一方で関心がある方もいるという中では、それぞれの方のご意見を聞きながらも、あの施設が老朽化しているという現状もご理解いただいた上で、では、どうすべきかというところは、この整備方針の中で一定の方向性を示していきたい。例えば我々の考えとして示した後に、皆さんからご意見をいただきながら修正をしていければよいかなと思っているところである。ただ、老朽化が進んでいることに対しては、何かしらの対処をしたいと考えているところである。

三階委員 私も何回か地域の方たちと意見交換をしたときに言っているが、どうしてもごく一部の方たちが中心となってけんけんごうごうやっているかと思う。私もあそこに住んでいるが、商店街でも何とかしたいということでいろいろ取り組んでおり、例えば民間事業者であるが「ネコサポ」、あとは社

会福祉協議会の「とよよん」等があると思う。この前「ネコサポ」がなくなってしまった。また、「とよよん」もなくなると伺っている。そうなるくとますます何とかして地域の例えば相談機能が欲しいといったことが出てくると思う。そういう人たちに対してしっかり応えろというか、このような施設があったらいいなというのは、例えば先ほど岩永委員が言っていたが、地域包括の相談というよりも、どちらかというとオールマイティーな相談窓口があったほうがよいのではないか。あと集まれるようなところ、そういう部分については新しい機能というかそのような施設になるのだとなればより利用者の方もふえるのではないかと思うが、そのような相談機能、皆さんが年代を問わず集まれるようなところについてどう思っているのかお伺いしたいと思う。

萩野資産活用担当課長 現時点では整備方針を検討する段階であり、具体的なところの検討までには至っていないのが正直なところである。ただ、それらの意見も踏まえながら地域の将来を見据えた建物にしていく必要があるだろうし、皆様方の意見を反映しやすいという形の中では、改修よりは建て替えなのかという方向で今議論を進めているので、それらの意見も参考にさせていただきたいと思っているところである。

三階委員 地域の方に愛されるような、本当に使いこなせるような、改装または建て替えしてもらってよかったなと思えるような方向でぜひとも取り組んでいただければと思っている。地域の実情も加味しながら取り組んでいただくことを要望したいと思う。

田島コミュニティ・生活課長 先ほど上杉委員から、東寺方老人福祉館の入浴者数の数字が知りたいという質問をいただいた。令和5年度についてはまだ数字を出していないが、直近の令和4年度の数字で言うと、年間の利用数なのでわかりづらいが東寺方は2,846人になる。ちなみに諏訪が6,619人で、豊ヶ丘が1,679人である。今老人福祉館が3館あり、入浴施設はこの3館である。コロナ禍でかなり落ち込んだが、若干持ち直してきたところである。豊ヶ丘や東寺方についてはある程度固定された方が回数多く利用されているので、これは延べ人数になるが、実人数についてはかなり限られているのではないかとと思っている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件はこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 3時09分 休憩

午後 3時30分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

次に、協議会番号7番、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム各論」の時点修正及び「多摩市施設白書（資料編）」の更新について、市側の説明を求める。

萩野資産活用担当課長 今回サイドボックスには協議会案件の資料7として3つのファイルを置かせていただいている。1つ目が概要説明、2つ目、3つ目がそれぞれ行動プログラムの各論の時点修正のファイルと施設白書の資料編のファイルになる。2つ目の各論のファイルについては103ページ物、施設白書が232ページ物ということで非常に分量が多い。そのため、ファイルの1つ目でご説明をさせていただければと思うので、1つ目をお開き願う。

この2ページ目である。行動プログラムの経緯として、皆様ご存じだと思うが、各論ということで毎年時点修正を公表させていただいている。現時点での到達点ということでまとめさせていただいたのでお示しするものである。この総務常任委員会の報告後には、市公式ホームページでも公表したいと考えているところである。

3ページ目をご覧願う。今回、行動プログラムの主に修正した場所ということでまとめさせていただいている。

1つ目が調理所の部分である。調理所のところは、これまで予算決算特別委員会でもご説明させてもらっているが、基本計画等の検討を進めていく、場所の検討もする、あとPFI等も検討していきたいという中では、令和6・7年度を準備期間と考えており、整備の時期を令和11年度に後ろ倒しさせていただいているところである。また、豊ヶ丘複合施設、東寺

方複合施設に関しても、その整備の検討時期を令和9年度、そして令和10年度とそれぞれ後ろ倒しさせていただいているところである。また、グリーンライブセンターについては、これまでみどりの拠点という形であったが、みどりと環境の拠点という形の整理をしているところである。温水プール、総合福祉センターに関しては、清掃工場の整備時期が後ろ倒しになったことの影響を受け、今回令和13年度へ後ろ倒しをしているところである。主な変更点は以上のとおりである。

おめくりいただいて施設白書についてであるが、こちらも毎年度3月の時点修正をしているところである。この総務常任委員会での報告を受けて市公式ホームページにもアップしたいと考えているところである。それぞれ各論と白書があるとあるが、説明は省略させていただきたいと思う。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

本当にこれだけの施設を管理していくのは非常に大変なものだと思いますが、きちんと見ないといけないなと思って関係のあるところを見ていて、先ほど豊ヶ丘の地区市民ホールのこと話題になっていたが、同じところで諏訪地区の市民ホールも令和9年のライフサイクルコストのところが膨らんでいるのではないかと、そこへの取り組みはどうなっていくのかと想ったりもした。それで、一つ一つの施設を拾っていけば例えば令和8年には何があり令和9年には何があるということがわかるが、私たちがパッと見、例えば令和8年度はこれだけの施設の大規模改修の予定が今この時点ではあるような形で把握することができると、本当にこれから、その金額的なものではなく私たちが考えていかなければならないこの施設の問題のようなものが捉えやすくなるかと思ったりするが、そうした資料は今どこか探せばあるのか。

萩野資産活用担当課長 整備の予定時期ということで岩永委員からご質問いただいた。何年度にどこの施設が改修されるのか、建て替えるのかについて網羅的にまとめた資料は、現時点では用意していないところである。ただ、施設白書に関しては、この帳票データだけではなくオープンデータとして一覧のファイルをエクセルでお示ししているところである。そのエクセルの中にライフサイクルコストの表もあるので、その数値をエクセルで分析すると、

何年度にどのようなことで幾らお金がかかる予定なのかがわかるような形にはなっている。

岩永委員 エクセルの表が載っているのでそこからというようなお考えもあるかもしれないが、私は、金額もそうであるが、金額よりもどの施設を私たちはここで直していかなければいけないのかがやはりパッとわかることが大事なのではないかと思っている。それは、施設もそうであるし、例えば今予定されている公園等いろいろなものが突合されてパッと見えるようになっていると、本当に自分たちがこれから何をどのようにこの時に完了しなければいけないのかがわかりやすく把握できるようになるので、今すぐやれというのも難しいかと思うが、そうした資料をわかりやすく市民の皆さんと共有するという視点に立って策定していただくことを検討していただけたらありがたいが、いかがか。

萩野資産活用担当課長 ご質問のとおり、この各論にしても施設白書にしても施設個々のものがどういう状況なのかをお示ししているに過ぎないものであり、それらが横断的に何年度に何をやるというまとめにはなっていないというのはご指摘のとおりだと思う。さらに今ご指摘いただいたのは公園などという話であるが、行動プログラム各論の中では施設という建物のことを書いているに過ぎないわけであるが、インフラ施設、公園施設等様々ある中で、それらを総括的にというのはかなり難しいと個人的には思っているが、今後の見直しの中で検討の材料にできればと思っているところである。

岩永委員 一応今公共施設の総合管理計画もあるかと思うし、どのように示すことが市民と共有する上で大事かということもあるので、そこは十分に検討していただきたいと思います。議会としてもそうした資料に基づきながら今後の市政の運営を考えていけるのかが非常に大事なことになるのではないかと思うので、ぜひ見やすい資料の作成にご努力いただければと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 その資料で、ホームページアドレスのところをクリックしていただくと市公式ホームページに飛ぶ。そのオープンデータでエクセルというところを開けていただくと、一応エクセルの一覧で縦軸が施設の名前、横軸が年度ということでライフサイクルコストの数字の金額は載せさせていただいている。今、委員のご要望の直接的な回答には

なっていないかもしれないが、こういうエクセルのものにソートをかけて
いただくなり使っていただくというところまではご用意させていただいて
いる。今いただいたご意見も含めてどこまでできるか今後基礎的な情報と
いうことで検討したいと思っているが、一応ご案内をさせていただきたい
と思う。

萩野資産活用担当課長 1点補足である。今市公式ホームページに載っているのは昨年版
のデータになる。新しい版についてはまたこれからご用意してアップさせ
ていただきたいと思うのでご了承願う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号8番、(仮称)アセットマネジメント計画の策定に向け
た現時点の考え方について、市側の説明を求める。

萩野資産活用担当課長 (仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた現時点の考
え方についてである。策定趣旨から順にご説明をさせていただくが、代表質
問や一般質問の中でも様々ご説明させていただいたとおりである。施設総
量を縮減する必要性については、これまで市民の方々にもご理解いただい
てきたものと理解しているが、廃止の方向性を打ち出した施設については
存続を求めるお声もいただいて対応を継続してきたという中でも、行動プ
ログラム策定から10年、更新から7年というところで様々な状況変化を
踏まえ、新しいアセットマネジメント計画として策定をしていきたいと考
えているところである。

その中で、2の新計画の方向性であるが、構成イメージ、対象施設につ
いては、現時点で今の行動プログラムと大きく変える必要はないものと考え
ている。

また、次のページの目的、目標については、今様々議論をしている中で
あり、これという形の明確な方向性を現時点で打ち出せるような段階では
ないところであるが、目的のところでは、先ほど申し上げたとおり市民に
とって単なる廃止計画と行動プログラムが受け止められてしまったのでは
ないかということも踏まえた上で、新計画でどこまでできるのかという

ころには十分留意して検討を進めたいと考えているところである。

また、目標についても、当初不足する見込額として10年間で90億円という目標を定めたが、その後都市計画税を充当できるようになったという経緯もあり、国や東京都の制度変更等の影響を大きく受けるような数値目標の設定は不適切なのではないかとこのところも踏まえながら、今後の検討において定量的評価や定性的評価の両面からどのような目標設定がふさわしいか検討していきたいと考えているところである。

また、計画期間についても、現計画では目標の期間として10年とあるが、令和6年度以降もステップ3として取り組みを継続していくので、そのような形がよいのか、それとも目標年次を定めて長期的な視点の中で検討を深めていったらよいのか、団地再生や駅周辺の活性化といったまちづくりとの連携がこの計画では不可欠かと考えているところであるので、それらも踏まえながら、機能の再編・集約化を検討していくための計画期間としてはどのようなものがあるのかを考えていきたいと思っているところである。

策定の体制として、市民参画ではアンケート調査や市民フォーラム、あとは市民説明会・パブリックコメント等をやっていききたいと思っている。また、庁内検討組織としては、テーマ別検討会を庁内で立ち上げて取り組んでいきたいと考えているところである。こちらについては、例えば駅周辺の施設、駅近も含めてそれらについて集中的に議論する部会、あとは総合福祉センターや温水プール等の大型施設について検討する場、学校跡地について検討する部会、検討する部会を様々設けながらそれぞれ進めていきたいというところである。その中では、策定支援業務委託を組んでいくというところで、策定支援業務委託でやる内容を次のページに書かせていただいているところである。

まず現計画の検証や課題を整理した上で関係課のヒアリング・現状分析、あとはアンケート調査の実施支援等も行いながら、一定の素案がまとまった段階で市民フォーラムを行い、市の考えをご説明させていただいた上で市民の意見も伺いながら進めていきたい。さらに、素案をまとめ次第市民説明会やパブリックコメントを行って意見の合意形成を図りながら計画を

策定していきたいと思っているところである。

策定のスケジュールとしては、令和6年度についてはまずはプロポーザルで業者を選定させていただき、現計画の検証・課題整理、そしてアンケート調査を令和6年度のうちにやる。その後令和7年度では、骨子案や市民フォーラムの素案の作成や市民説明会・パブコメ等を行いながら固めていきたいと考えているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今の公共施設の見直し方針と行動プログラムであるが、その計画が市民にとって単なる施設廃止計画と受け止められてしまったのではないかということも踏まえ、新計画では十分留意して検討を進めるということであるが、そのように受け止められてしまった要因や原因についてはどのように分析されているのかと言ったら変であるが、どのように考えておられるのか。

萩野資産活用担当課長 非常に難しいかと思っているが、まず行動プログラムは、公共施設更新にかかる費用が多額に及ぶので次世代に負担を先送りしないという精神のもとでつくった、その中では廃止の方向性という形であったが明言をしてきた。市民の方々からの反発をいただいたというところはきちんと受け止めなければいけないかと思っている中で、その反発というのがボタンの掛け違いだったのかと思っているところである。

どのような形でこれから新しいアセットマネジメント計画を組んでいくのがよいのかというところは、ボタンを掛け違えないようにしたいとまず思っているところである。その具体的な方法論についてはまだまだ検討が煮詰まっていないところではあるが、現時点で感じているところとしては、そのような考えを持って進めていきたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 少し補足をさせていただく。総括的な話なので説明すると長くなってしまうが、ポイントだけ絞って補足をさせていただくと、平成25年当時私は別の部署にいたので直接的なことは皆さんのほうがご存じかもしれないが、行動プログラム当時は90億円足りないということで何とかしないといけないというところで、どちらかというと行財政部分の主張が強かったのかと、そのためにはこの施設を何とか減らしてい

かなければいけないのだというところ、その一方、これまでの議会の中で申し上げたとおり施設には役割機能があり、こういうまちにしていきたいのだという姿を実現するためにこういう施設をつくって皆さんと一緒にそこでいろいろな活動をしていくというようなこと、あるいは行政課題を解決するために、例えばコミュニティの醸成のためにこれまでコミュニティセンター等を整備してきた経過がある。あと子どもたちの健全育成や居場所ということで児童館や学童クラブを整備させていただいたという経過もある。だから、財政状況が厳しいから90億円不足しているから減らすのだというようなメッセージが伝わってしまったのであれば、それだけではない、施設については、その時代時代に合った形の施設を新たに整備するなり、ここは機能転換をして違う方法にする、今回の議会の中でも答弁させていただいたとおり、行政財政の視点とともに役割機能の視点という二本柱で行動プログラムの内容も整理してまとめさせていただいているが、なかなかそこが伝え切れなかったのかと思う。当時議員の皆さんご案内のとおり、市長を先頭に説明会をたくさんやった、アンケートもたくさんやった、そのときいただいたアンケート結果を見ると、施設については何かしら手を入れなければいけないというようなご回答が多かったというところがある。

その一方、個別の施設について施設の廃止を挙げたところについては、その廃止はやめてくれというような陳情があり、様々なご意見の中で議会の中では趣旨採択・採択されたところであり、市民の立場に立てば、それを廃止するのであれば、した後にそこで自分たちがやっていた活動をどのように市が考えてくれるのだと、例えば豊ヶ丘複合施設の例を出せば、地区市民ホールと老人福祉館が廃止になって自分たちの活動をその後どうしてくれるのかというようなことを一緒にセットで説明させていただいているつもりだったが、その辺のところは十分に伝わらなかったところがあるので、改めて今回計画策定というところについては、この先令和10年前後には250億円以上のいろいろな費用が出ていくということで、改めてそういうところを反省しながら、市民の皆さんとどうあるべきかをきちんとこの機会に改めて一緒に検討させていただくという基本的な考え方を

このアセットマネジメント計画でまとめていきたいのと、その中に、今、資産活用担当課長が申し上げたとおり、こういうことを論点として考えているということをきちんと挙げさせていただいて、本当にそのの利用者も含めてどうするか、庁内的にプロジェクトをつくったり、あと市民の皆さんと具体的な話をするような仕組みを考えたり、そういう工夫をしながら今回計画の策定を進めていきたいと考えているところである。

岩永委員

今お話しいただいたようなことをきちんとやろうと思うと、市民の皆さんに施設ごとのアンケートをして、施設ごとの市民フォーラムをやってというような非常に丁寧な取り組みが必要になっていくのではないかと思っている。本当にそうやってパッと早く集中的につくってやるということもあるのだが、先ほどの施設の大規模改修がいつあるのかを見据えながら、なるべく2か年でやっていくようなスケジュールになっているが、本当にそれだけで時間が足りるのか、どういう感じでやっていくのかがこれだけだとよくわからないので、その辺りがもし具体的に決まっていたらご説明をいただけたらよいと思う。

もちろん市民の皆さんの中には、行動プログラムを以前出したときに不安あるいは反発があったということもあるが、別に擁護するわけではないがそうではない受け止めをされていた方もいたので、そのことはきちんと理解というか、そのことも頭に留めておいていただきたいと思う。必ずしも単なる施設の廃止計画と受け止めていた方ばかりではなく、私の周りには少なくともそうではない人もいたので、ぜひそれだけではないのだということを頭に留めていただきながら、先ほど榎本行政サービス・アセット担当部長が言われていたように、本当に豊ヶ丘複合施設に行ったときに自分たちがそこでやっていた活動はどうなるのかを非常に心配されていて、そのことに対するきちんとした補償ができさえすればというようなことを議論の中で地域の方を含めて積み重ねることができるのかどうか、そうした議論を本当にやるためにはどういう形で市民の皆さんとそれこそ対話をする必要があるのか、大事なのかというところもきちんと考えていかないと、ただアンケートをとればよい、フォーラムを何回やればよいということではないと思うし、それこそこれから協創推進と言われているわけで

あるから、ぜひ協創スタッフの方とも連携をしながら進めていってほしい
ということだけ申し上げておきたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 まさしく今回2年間の計画策定は、長期的な視点
に立った基本的な考え方を網羅するというのが一つのイメージとして
ある。その中で今、委員が言われたとおり、そういう施設が大規模修繕・
老朽化のタイミングに合わせてこういう仕組みでこのようにやっていこう
という考え方を計画の中に位置づけるというのが現時点での一つの問題意
識であろうかと思う。あくまでもそういう大規模修繕するタイミングに合
わせてこの施設は今までこういう目的でやってきたが、このぐらいお金が
かかって、未来を見たときにまたこのやり方でやってよいのかどうかきち
んと立ち止まって考えるような仕組みをこの計画の中で議論して考えるこ
とも必要かと思っている。

いずれにしても、この計画はどちらかというとマスタープラン的な考え
方で、先ほど資産活用担当課長からあったとおり、その施設だけではなく、
場合によってはその施設はその地域における団地再生、例えば広域幹線道
路の尾根幹線ができる等、そのまちづくりに合わせてその施設はどうある
べきかということがあるので、そういう考え方をきちんと計画策定の中で
議論して形にして、その老朽化のタイミングに合わせて、本当にこの施設
は今までどおりでよいのか、機能転換をして違う方法にして、そのときは
当然金をかけない合理的な方法を考えるべきだということを市民の皆さん
とそうであるということで膝を交えたような手法が取れないか、そういう
ことをきちんと議論し、議員の皆さんとも情報交換しながら詰めていき
たい。これからの計画検討になるので、そのような問題意識を持って取り組
んでいきたいということをお伝えしたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号9番、令和5年度シティセールス活動報告と令和6年
度に向けて、市側の説明を求める。

大竹口広報担当課長 それでは、協議会資料9をお開きいただければと思う。令和5年度

のシティセールス活動と令和6年度に向けてのご報告をさせていただく。
ページ数が多いため、予算決算特別委員会などでご説明したところなどを
少し省きながら主なところをご説明させていただければと思う。

まずスライド27分の2ページ目をお開き願う。これまでのシティセールの振り返りである。令和3年度にブランドビジョンを発表し、令和4年度以降、今年度5年度も含めてであるが、②から⑤に記載しているブランディングをすすめる、職員のマインドを変える、ファクトをつくる、情報発信するという4点を柱として現在各種取り組みを進めている。

3ページをめくっていただいて、市のブランドの現在地についてであるが、先日発表となった最新のSUUMO住みたいまちランキングで自治体、それから駅別で、多摩センター、この2つが少し順位を落としている。一方で、聖蹟桜ヶ丘はランクアップという結果であった。また、隔年で多摩市が実施しているインターネット調査を総合的なシティセールの取り組みの目標とする値として定めているが、次年度が目標設定の最終年度となるので、もう一步、これから6年後に向けて進めていかななくてはならないところである。

4ページ目に移っていただいて、こちらにSUUMOの関東で住みたいまちトップテンの順位をご参考までに掲載しているが、ご覧いただいてわかるとおり、多摩市に対しては、公共施設や公園といったハード基盤といったものが評価されているところである。

一方で、その下であるが、まちの活気や地域参画といった精神的価値、いわゆるウェルビーイングと呼ばれるものについて、調査の特色がある日経BPのシティブランド調査、こちらでは先ほどのハード価値とは異なり、ソフト価値につながる記載にあるようなものの順位の下降が見られているというところで、こうしたことから、ソフト価値を新たにつくり出すこと、それ自体の向上といったものもそうであるが、私たちシティセールの担当としては、今既にあるコンセプト価値自体にも気づいていただけるよう情報発信を行っていく必要があると考えている。

ページ飛んで6ページ目をお開き願う。令和5年度に実施支援ないし、後方支援等を行った主な事例を記載しているので、後ほどご参照いただ

ればと思う。

具体的な取り組みを幾つか7ページ以降にピックアップしているがまず7ページ目、昨年10月に多摩センターエリアで、未来洞察で言うところの多摩万博、新しい技術・産業が一体となったイベントTAMATAMAFESTIVALが開催され、そちらの実施を支援した。

8ページ目に、実際の支援の中身を記載している。旧西落合中学校エリア、多摩センター駅前エリアで2日間で合計4万人のご来場があった。内市外から来られた方の割合が79.3%、約8割となっている。年齢構成で申し上げますと、4万人のうち8割であるので約3万2,000人の方が市外から来られたが、20代、30代の方の人数の割合が40%であるので、市外から1万2,800人の方、シティセールスでターゲットにしている方々に実際に外から多摩市に来ていただくことができた。

9ページ目、本事業の成果と課題を書かせていただいているが、事前のイベント告知では、X(旧ツイッター)でアーティストなどの拡散もあり、多摩市の名前や場所も含めて200万回以上イベントの告知が再生されていたことに加えて、イベント自体に当日市民や地域の店舗さんやアーティスト、学生、企業、こういった40を超える地域の団体さんにいろいろな切り口でご参加いただけたのも、多世代のシビックプライドを向上させる成果として捉えている。

一方で、初年度はかなり難しかったが、もっとこうしたその地域の方々のイベントや力が事業の主体にまで及ぶような面での連携という形までには企画を発展させることができなかったのも、今後このイベントがもっと多摩市ならではのユニークなものとなるように地域のものとして根づかせていく上で改良の余地があると考えている。

次に、10ページ目である。聖蹟桜ヶ丘かわまちエリアのブランディング支援である。新たに生まれるこのエリアの名称や識別信号となるロゴを開発支援して、聖蹟かわまちエリアの認知向上を目的としたブランディングを実施した。

11ページに、その実施スケジュールと愛称、ロゴのご紹介を記載しているのでご覧いただければと思う。

12ページ目には、こうした事業や取り組みを行うことで多摩市の情報を積み重ねてストックして多摩市というまちの姿を情報化して、選ばれるまちとなるようにしていくというイメージ図を書かせていただいている。

次に、交通広告についてであるが、具体的な実施内容は14ページ目をご覧くださいければと思う。

主な展開駅は大手町駅である。資料から大手町の駅名が消えてしまっていて申しわけない。大手町駅やJR新宿駅に加え、多摩市との交流人口が多い川崎市でかつ首都圏への乗り換えハブ駅となっている南武線の登戸駅と武蔵溝ノ口駅にも少し予算を振り分けられたのでトライした。数枚だったが、南武線でご覧になった方のSNS上での反応もあったので、実施してみても手応えを感じているところである。訴求内容は4点記載のとおりであり、実際のポスタービジュアルについては15ページに記載している。

16ページ目であるが、今回の広告を、交通広告共通指標推定モデルという、理論上何人見たのかを推計できるモデルがあるが、そちらでの広告認知者の数をご参考までに掲載しているが、7日間の掲載で理論上450万人の方がご覧になったということである。

最後の17ページ目で、職員のマインドセットを変えていく取り組みとして、庁内向けの施策であるが、研究会を3回実施しているところである。

次に、次年度のシティセールスに向けてお話しさせていただく。19ページ目をお開きいただければと思う。住環境を中心にシティセールスに絡む時代環境を記載しているが、人口の動きとしては、23区では20歳～35歳の世代が転入増加している。一方で、不動産価格の影響も予想されるが、子どもが大きくなって部屋がもう一部屋欲しい、部屋数による住み替えなどを考える40代の家族の流出がふえている傾向も、エリアによってであるが見られている。

20ページは今回の多摩市世論調査の結果を住民実感の視点でまとめたものである。ここには記載していないが、ほかの項目でシビックプライドや多摩市への愛着に関する指標があり、そちらを見てみると伸びていて好意的な評価がふえている。あとハード基盤に対しても評価はおおむね高い。一方で、ご覧いただいているとおりにぎわいなどといったソフト価値に類

するものは、日経ＢＰのときにご説明したとおり、下降傾向にあるところである。

ページを飛んで、２３ページ目以降に具体的な令和６年度の取り組みの方向性を記載しているが、インターネット調査の目標最終年度でもあり、認知、理解、興味、関心といった指標を目標値まで進めていくために、令和６年度はイベントの誘致、開催支援、インフルエンサーを活用したＳＮＳでの情報発信、交通広告といったものを行っていきたいと考えている。

２５ページ目をお開き願う。次年度の交通広告について記載している。あくまで現時点での考えであるが、次年度も首都圏生活者に向けて引き続き大手町駅と、今度はリニューアルと再開発が進んでいる渋谷駅を視野に入れながら、多摩センターやせいせきカワマチなどといったランドスケープをあのような大きなビジュアルで発信していきたいと考えている。委託する広告代理店等が決まったら、何が効果的なのかを協議しながらこういったものを進めていければと思っている。

２６ページ目であるが、市への好意を向上させる取り組みとして、予算決算特別委員会のご質問でもあったが、インフルエンサーを活用した情報発信の取り組みについて記載している。多摩市の魅力を紹介するＳＮＳ用の縦型動画を作成してもらい、影響力の高いインフルエンサーが自身のアカウントでフォロワーに対して多摩市の魅力情報をご自身の得意とする切り口で発信していただく。それから、多摩市に実際に来ていただくための例えば店舗さんなどとタイアップしたようなキャンペーンを実施したいと考えている。

最後、２７ページ目になるが、こういった施策を積み重ねていき、また重ねたものをさらにいろいろな主体で拡大させていただいて、多摩市のブランドが確立されていくというサイクルを示している。このようにシティセールスの取り組みを着実に積み重ねていきたいと思っている。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

次に、協議会番号１０番、一部収納代理金融機関における店頭窓口収納

の終了について、市側の説明を求める。

高階会計管理者 資料は協議会 10 で説明をさせていただく。まず初めにスライド 6 分の 2、項番 1、概要・経緯である。スライドの表に記載しているとおり、本市の収納代理金融機関であるりそな銀行及び埼玉りそな銀行について、令和 7 年 4 月 1 日以降、地方税統一 QR コードが印字されていない納付書について、店頭窓口での収納取り扱いを終了することを報告させていただくものである。今申し上げた地方税統一 QR コードについては、後ほど補足をさせていただく。

今回終了させていただく理由であるが、箇条書きで記載させていただいているとおり、1 つ目が、令和 7 年 4 月以降店頭窓口での収納を継続する場合について、りそな銀行、埼玉りそな銀行それぞれに年間基本料と納付書 1 件ごとに取り扱い手数料が発生すること、2 つ目が、多摩市内に本支店がなく最寄りだと京王線の中河原駅前にある支店になるので市民等への影響が小さいこと、3 点目が、納付の代替方法が一定程度確保されているので、こちらも影響が小さいという判断をさせていただいたところである。

スライド進んで 6 分の 3、項番の 2、地方税統一 QR コードである。先ほど申し上げた QR コードについての補足である。この QR コードであるが、地方税に限定されているが、左下の表の「あり」の部分に記載している市民税普通徴収、固定資産税などについて、右側のサンプルの画像のとおり、納付書に全国统一規格の QR コードが印字されているものである。説明文の 2 段目に記載しているが、この QR コードをパソコンやスマートフォンで読み取ることで、スマホ決済アプリなどの多様な納税方法を選択できるようになっている。

また、この QR コードに対応した金融機関であれば、都外の地方銀行などでも、全国どこの金融機関窓口でも納付手続きができるようになっている。りそな銀行、埼玉りそな銀行であるが、QR コードに対応している金融機関になるので、今回窓口取り扱いが終了となるのは、表の赤枠内の「なし」に記載されたものが対象になっている。このなしの納付書について、銀行窓口以外での納付の代替手法を次のスライドに記載させていただいている。

スライド 6 分の 4、項番 3、「QR なし納付書」の納付方法である。中段

あたりの表であるが、左側の列がQRなしの納付書の種類になり、真ん中の列が令和4年度のりそな銀行、埼玉りそな銀行の窓口での取り扱い実件数になっている。右側の列が、銀行などの窓口以外での納付方法の代替手法となっている。表の1段目、法人住民税、個人住民（特別徴収）であるが、実績3,632件と少ない件数ではないが、右に記載しているとおり地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム、eLTAXと呼ばれるものであるが、eLTAXによってオンライン納付が可能であること。2段目、介護保険料、後期高齢者医療保険料であるが、こちらは納付書にバーコードが印字されており、現在でもコンビニ納付やスマホ決済アプリでの納付に対応しているものである。3段目、その他のものである、こちらが、銀行等の窓口以外での代替手法がないので、他の金融機関窓口や本庁舎1階の公金収納窓口、あとは多摩市の出張所で納付していただく必要があるものである。最寄りのりそな銀行府中中河原支店であるが、すぐ近くにほかの金融機関があるので影響は小さいものと考えている。

次に、スライド6分の5、項番4、多摩市公金取扱金融機関である。こちらの表であるが、りそな銀行、埼玉りそな銀行が窓口取り扱い終了する令和7年4月以降の多摩市の公金取り扱い金融機関の一覧である。三角マークをつけている三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行とみずほ信託銀行であるが、店頭窓口の収納はQRコードが印字されたもののみの取り扱いとなっている。斜線が入っているみずほ信託銀行であるが、こちらは昨年12月の総務常任委員会協議会でも報告させていただいたが、今年の3月末をもって収納代理金融機関終了となるので、口座振替の利用も終了するが、そのほかの三角、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行については、引き続き口座振替の利用が可能となっている。

最後に、スライド6分の6、項番の5、今後の予定である。1行目の欄であるが、りそな銀行、埼玉りそな銀行に対して、今年の1月に費用負担要請に応じない旨を既に回答しているところである。次に、3行目であるが、今後の周知については、具体時期については現在調整中であるが、たま広報や市公式ホームページ、また銀行金融機関の店頭窓口で終了の旨を周知し、各納付書に記載している銀行名は順次削除していく予定である。

資料の説明は以上である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号11番、マイナンバーの紐づけに関する総点検の結果について、市側の説明を求める。

竹田情報政策課長 では、11番目の資料をお開き願う。マイナンバーの紐づけに関する総点検の結果についてご報告させていただく。資料上、経緯のところには、国の求めに応じて点検を行ってきたこと、1段目の点検で問題がなければ2段目の点検をしなくてよいということであり、多摩市は1段目でクリアしていたが、準じた点検の2段目を自分たちの範囲の中でやっていくこととし、実施したことを書いている。

2番目、多摩市の点検の事務として、所得税・個人住民税の情報として663件、生活保護に関する情報として78件が今回の点検の対象になるだろうと判断した。結果、2月16日までの時間がかかったが、点検した結果、紐づけの誤りはなかったことを報告させていただく。

ただ、5番の今後の取り組みのところに記載したが、全国の自治体を見ると、間違っている事例が残念ながらたくさんある。それを見ると、同様の事務処理を、多摩市では間違えていなかったが引き続き続けなくてはならないというルールが定まっているものもあるので、そうしたところで同じミスを犯さないように、国が示す再発防止策に従って気をつけて丁寧に業務をしていくことをもう一度内部で確認させていただくところになる。報告は以上である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号12番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、市側の説明を求める。

藤浪総務部長 それでは、12番から14番までの3件について総務部から説明させていただく。内容については順次総務契約課長から説明させていただく。

櫻田総務契約課長 それでは、協議会案件の１２番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、報告させていただきます。

１番、令和５年度、今年度については、協議会を全部で４回させていただき、全て終わったので、そのご報告をまとめさせていただいている内容になる。こちらの表にお示ししたとおり、５月２３日から１月１７日まで４回実施させていただいた。議論の内容としては恒例というか通年のとおりではあるが、労務報酬下限額を中心とした内容での諮問を第１回にさせていただいた。その後の第２回については公契約条例の内容の審議をし、課題をまとめた内容についての検討と、次年度に向けての方向性を申し合せたという形での確認作業に入り、第４回までさせていただいた。

続いて２番目については、検討課題と現在の状況報告ということで、課題を１から５までに分けてそれぞれ議論した内容を簡単にまとめた表になっている。

まず課題１については、毎回の課題になるが、労務台帳を提出しているところであり、その内容を簡素化できないかという課題が毎回上がっている。この何年かで一定程度簡素化させていただいており、アンケートの内容からしてもその後の議論がご質問等含めてなかったことから一定対応はできていて、軽減に努めているということになっているかと思う。ただ、引き続き今後も簡素化に向けて議論していくということで、課題はそのまま据え置いておこうということになっている。

続いて課題２、令和６年度の労務報酬下限額の考え方についてであり、工事・委託の考え方でそれぞれ表にしてある。まず工事については、工事の案件が熟練労働者と熟練労働者以外の労務報酬下限額を別に設定しようということで毎年行っているが、次年度についてもこの方向で考え方は同じという形になっている。現状のとおり公共工事設計労務単価の９０％とすることでよいのかどうかという議論があり、９０％とすることで決定させていただいている。また、熟練労働者以外の労務報酬下限額については、市場の賃金実態等諸般の事情を考慮しながら１，２５０円ということで決定させていただいた。参考に、令和５年度の下限額と令和４年度の下限額もつけさせていただいている。

続いて②である。工事における熟練労働者と熟練労働者以外の割合について定めている。こちらについては、工事の内容の質を保つために割合を定めようということで、多摩市の特徴となっているが、熟練労働者の人を80%以上、未熟練の熟練労働者以外の人を20%未満にしようということで、こちらについても決定をしたということでのご報告になる。

続いて裏面であるが、委託・指定管理の内容になる。①委託・指定管理の労務報酬下限額については、近年大幅な人件費の高騰に続いて、業務に応じた個別の労務報酬下限額を設定することによって業務の質や安全性の確保を理解しながら対応できることと、あと下水道管渠清掃を除きながらも個別設定をしていこうということで、引き続いて個別設定が入っている。金額については1,169円という形である。こちら令和5年度、令和4年度の下限額を参考に載せてある。続いてこの内容であるが、労務報酬下限額自体が委託業務等について、下限額の金額だけではなく議論の中で上がってきたのは、長期にわたる契約、単年度だけではなく2年3年の契約も多摩市の場合に行っているので、そういった長期にわたる契約についても質が保たれているかどうかという議論の中で次のところの①になるが、議論した内容を示させていただいている。こちら長期にわたるものについては契約締結時の労務報酬下限額を適用するという内容にはなっている。業務の内容の質が保たれているかどうかは議論の内容になっており、複数年に及ぶ契約であることから、締結時の翌年度以降の改正についても労務報酬下限額を適用することが必要なのではないかという議論を今後も引き続いてしていこうということになった。

続いて、課題3になる。こちらは昨年度も同様な議論をさせていただいているが、業務委託・指定管理において60歳以上は適用労働者の対象外となっているのが多摩市の特徴になる。ただ、これについては、一律に60歳以上も適用労働者とする場合、高齢者の雇用、就労の場の確保に影響を及ぼすのではないかと懸念しており、この内容については様々な角度から慎重に対応したらよいのではないかという議論になっている。以前もご説明させていただいたが、令和元年度にもアンケートをさせていただき、続いて令和4年度にもアンケートをさせていただいている状況を加味しな

がら、引き続いて60歳以上一律に適用除外とすることが妥当なのかどうかということで、60歳以上に直ちに一律で適用した場合には、先ほど説明させていただいたとおり若年労働者への置換の問題が生じる可能性も予想されることから、この議論については慎重にやりながら対応していこうということで、引き続きの課題という整理をさせていただいている。

課題4としては、落札率と労務報酬下限額の関係性についての検討という形になっているが、こちら審議会の所掌事務の中では落札率まで及ばないところではあるが、ただ、密接な関係があるという内容になっていることから、推移を見守りながら確認し合いながら議論を進めていこうということで課題の4として挙げさせていただいている。

続いて課題5である。公契約条例の内容についての周知方法についての課題が挙げられている。今年度、令和5年度についても、ポスターやチラシ等を作成させていただいて配布しているところであるが、そのほかにも事業者に対してもう少しPRをすべきではないかという議論もあり、今年度については、今までのポスターやチラシのほかに、公契約条例の手引きをリニューアルさせていただき、ホームページ等で改訂したということでご報告させていただいている。この周知の方法についても引き続き一定程度改善や工夫が見られることを確認しながら調整していこうというのが審議会の内容になった。

藤浪総務部長 一つ特徴の部分でいくと、課題2のところでもさらっと説明させていただいたが、労務報酬下限額が今回かなり大幅に上がっている。ご覧いただいているとおりで、2のところ1,250円で、前年が1,135円だからこの1年間で115円上がっている。裏のページのところでも、ここで60円上がっているという今までにない状況でもある。また、委員会の中でも非常に熱心にご議論いただいて、今後の動向を踏まえながらいろいろやっていこうと思っているので、その辺だけ補足させていただく。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号13番、週休2日制確保工事の実施について、市側の

説明を求める。

櫻田総務契約課長 引き続いて協議会番号の13番になる。週休2日制確保工事の実施についてまとめさせていただいた。こちらについては、市が発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを推進するために、週休2日制確保工事と銘打って行っているものになる。この完全週休2日制実現に向けて段階的に政策展開として図っていくことを目的に、労務費の補正等必要な事項を定めた要領を作成しながら工事の発注等をさせていただく内容になっている。

背景としては、ご承知のとおり建設業界の若手技術者の確保・育成が重要な観点でもあるし、あとは改正労働基準法により建設業界にも令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、働き方改革のさらなる推進が必要と考えている。また、令和4年12月5日付国土交通省からの通知もあり、こちらは令和6年度より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、発注者として長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期設定をすること、また、その際には必要となる労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費など請負代金に適切に反映することが記載されている内容になっている。この内容を踏まえ、受注者が安心して週休2日が実現できるように発注者として工夫することが必要であることから、多摩市においても労務費等を補正して発注する週休2日制確保工事を実施させていただくものである。

週休2日の考え方であるが、大きく2つに分けて発注することを考えている。まず1つ目は、現場閉所という考え方である。4週8休以上の現場閉所を行うことによって実施する方法、2番になるが交替制ということで技術者または技能労働者が4週8休以上の週休を交替して確保することを前提とした工事発注の方法、この2つの方法で工事発注を今後していく予定で考えている。

要領については、多摩市で要領を3つ作成させていただき、発注部署・工事内容によって使い分ける形で進めていく予定でいる。まず1つ目については、多摩市「週休2日制確保工事」実施要領（土木）となっているが、この（土木）は土木発注の案件になり、先ほど言った現場閉所や交替制の

ものが加味した内容になっている。続いて２個目と３個目のポチになるが、多摩市「週休２日促進工事」実施要領（営繕）と多摩市「週休２日交替制工事」実施要領（営繕）というもの、こちらは建築工事と附帯工事に該当するものであり、２個目の促進工事は現場閉所（現場休息）のことをうたっている。交替制工事はそのまま交替制工事のものをうたっている要領という形でまとめさせていただいている。

続いて裏面の５番、対象工事であるが、原則として全ての工事を対象にこの考え方をを用いる予定で考えている。ただし、規模的に小規模のもの、あとは緊急なものを除外の対象として１番から５番まで列記させていただいているところである。

続いて６番、公表であるが、既にこの内容については多摩市公式ホームページに掲載させていただいている。また、発注案件ごとに週２日制のどのような工事に該当するものであるかを告示文にもうたう予定でいるし、あとは特記仕様書にも明記する形で今後も対応していく予定で考えている。

適用開始日になるが、令和６年４月１日以降に締結する契約案件を対象として対応していく予定で考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号１４番、「令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 協議会番号１４番になる。令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等に関する市の対応方針についてまとめさせていただいている。こちらは毎年多摩市で対応させていただいているところになるが、急激な物価上昇に伴った内容での契約変更に対応できるような形での進め方ということで制度設計させていただいているものになる。こちらは令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価及び令和６年３月から適用する設計業務委託等の技術者単価がそれぞれ決定されて公表された案件になるが、前年度比全国平均でも５．９％、東京都においても

5. 7%上昇していることが発表されている。

また、新労務単価においては、令和6年2月16日付の国の文書において、新労務単価の早期の活用及びインフレスライド条項を適用しながら、各自治体のほうは対応するようということでの通知文の要請も出ている。これを受けて本市においては、新労務単価、新技術者単価による契約変更をするための協議を請求できる特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項を適用させることで対応させていただく予定になっている。また、これの対応する趣旨に合わせて全体スライド条項も適用させてもらいながら対応する予定で考えている。該当する受注者においては、この内容を踏まえて趣旨を理解していただき、下請の事業者既に発注しているものにおいては金額の見直し、技術労働者の賃金水準の引上げ等についても適切に対応するよう依頼しているものになる。

2番目の内容が、詳細が入っているものになる。まず(1)新労務単価・新技術者単価の特例措置においては、先ほどの趣旨によって3月1日以降に契約を締結した工事において旧単価になっているものが新単価にスライドするよう対応する内容になっている。

裏面になる。(2)インフレスライド条項の適用になるが、こちらも工事契約約款に基づいて急激な物価上昇の変動に伴う内容の契約変更の協議を請求できるような制度設計の内容になっており、こちらも令和6年3月1日が工期内にまたがるような工事で、残工事が2か月あるものを対象にして対応する予定で考えている。

続いて(3)全体スライド条項の適用になる。こちらも契約約款第25条に基づき、市が発注している案件で増額の契約変更が請求できるような取り扱いという対応で制度設計をさせていただいている。工事の対象においては、契約日から1か月以上経過しているもの、2か年工事のようなものになるが、そういったものが対象になる。全体的にはこの内容を踏まえて昨年度と同様の対応でこれから進めていきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会番号15番、第213回国会における税関連法の概要（令和6年度地方税制改正の主な内容）について市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 15番から18番の計4件は市民経済部の案件となっている。内容については、それぞれ担当する課長からご説明させていただく。

齋藤課税課長 税制改正の関係のご説明をさせていただきたいと思う。協議会資料15番をご覧ください。主なものとして、今回4件を資料に記載させていただいている。

まず1件目になるが、1ページ、定額減税に関するものである。こちらについては、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税を行うものである。定額減税の実施方法は実務上可能な限り早い機会を通じて行うこととし、その徴収方法は下にある表のとおりとなっている。下の図をご覧くださいと思う。まず上のところであるが、こちらは給与所得に係る特別徴収についてである。通常は6月から徴収を始めて12か月続くものであるが、今回定額減税に該当する場合には、6月分は徴収せず7月から翌年の5月分まで11か月でならしていくところである。

次の中段の図をご覧ください。こちらは普通徴収に係るものである。普通徴収は1期から4期まで徴収させていただいているものであるが、この普通徴収については、定額減税の減税分を第1期の税額から控除していくところである。控除し切れない場合には2期以降の税額から順次控除をしていくものになっている。

一番下の3段目の図をご覧ください。こちらは公的年金等に係る特別徴収である。こちらについては、実際4月から徴収しているものではあるが、この定額減税については令和6年10月の特別徴収分から控除していく。これは仮徴収が8月まで行われているので、本徴収となる10月から徴収していくものである。先ほどの普通徴収と同じように、控除し切れない場合は2期分以降の税額から順次控除していくところである。

このほか定額減税については、ふるさと納税も個人住民税となるので対象になる。ふるさと納税の特別控除の上限額については定額減税前とし、ふるさと納税の控除が終わった後、定額減税の所得控除をしていくところ

である。また、定額減税については個人市民税の減収額について全額国費で補填されるところである。多摩市への影響額の想定であるが、7億円程度を想定しているところである。

こちらについては、3月中に専決処分を行わせていただきたいと思っており、6月議会で内容を報告させていただきたいと思っている。これがまず1点目である。

2ページ目に移っていただきたいと思う。2点目であるが、固定資産税（土地）の負担調整措置の延長である。こちらは近年の地価上昇によって負担水準にばらつきが拡大しているが、そのばらつきの均衡化を進めていくということで土地に係る負担調整措置等を3年間延長するものになっている。この中では課税標準額と呼ばれているものの上昇率を5%ずつとしているものである。現行の制度を継続していくため、影響額は特に見込まずとしている。こちらについても継続の案件であるので3月中に専決処分を行い、6月議会で報告をさせていただきたいと考えている。

続いて3点目であるが、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長である。こちらについては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置があり、これの対象設備を追加した上2年間延長するものである。1点目のところであるが、ペロブスカイト太陽光電池が新たに追加された設備である。2点目については、バイオマスの発電設備であるが、こちらは現在の償却資産の大臣配分、知事配分についての割合を変更するところである。その他の資産については、一定の割合で市の条例で定める割合とするものである。いずれの設備も、令和6年1月1日賦課期日現在で多摩市に該当するものはない。以上のことにより、この件については6月議会で上程させていただきたいと思っている。

最後、4点目である。特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止である。こちらについては平成29年の税制改正により制定されたものである。制定当初から対象施設への特例を5年間続けていくというもので、申し込み期限は令和6年3月31日までを対象としていた。この特例は、事業所内保育を主軸とした企業主導型の保育サービスの拡大を支援

するものとして行われたものである。既に該当している市内事業者は3社4か所ある。この対象となっている事業者への影響自体はない。この案件については3月中に専決処分を行い、6月議会でこちらに報告をさせていただきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号16番、「キャッシュレスでGO!GO!多摩～生活者応援!みんな2(に)こ2(に)こキャンペーン～」の実施結果について、市側に説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料16番をお開き願う。国の補正予算を活用して12月補正でお認めいただいた予算を活用して、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施した。現在まだ確定していないので、そちらの速報ということのご報告となる。

今回については、(1)の太枠で囲っている2月1日から2月21日までの21日間実施した。付与率は20%、付与上限が1回当たり1,500円、期間内が1万5,000円というところであった。現在、速報ベースということだが、実績である。総決済額は15億7,000万円ほど、総還元額は2億9,000万円ほどで、還元額の予算は3億円であったので、ほぼ予算どおりの執行をすることができたことになり、お使いいただいたところである。

決済があった店舗については、次のページである。大手店舗、中小店舗ともに前回令和4年の9月に実施したときよりも件数や店舗数がふえている。883店舗でお使いいただいたところである。地域向けキャンペーンということでXやたま広報のほか、デジタル広告で呼びかけていただいたところである。

あと決済利用のサポート窓口を、市内のスーパーさんのところで土日祝日で7回ほど設けさせていただき、800人ほどそちらでお話をされたところである。アプリのダウンロードの方法や現金のチャージ方法についてのお話が多かったところである。

3 ページ目である。そのときにアンケートを取らせていただいたところである。そちらの状況であるが、利用者さんはスーパーを挟んでといったところもあるので、使われる方は40代以上の方が多いところである。その中でも70代、80代で21%ほどアンケートにお答えいただいたということで、高齢の方でもお使いいただけたのかといったところである。購入された商品としては、野菜や精肉、日用品といったところでもかなりお使いになられているので、今回物価高騰への対応であったので、狙いに即した使われ方がされたのかというところである。あと利用者満足度ということでは、9割の方から肯定的な回答をいただいたところであった。物価高騰対策として一定の効果があったと所管としては捉えているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

三階委員 今ちょうどこのキャッシュレスを東京都がやっている。アピールされていないので知らない方が多かったり、あと多摩市でやっているところでは店舗が使えなかったり、私も説明するのが大変で知らない方が多いなと思った。一つここでキャッシュレス決済の利用サポート窓口の設置ということで、コモディイイダで7回にわたって土日に行って824人も来たというのはかなり多いかと思うが、この点どうなっているのか。

加藤観光担当課長 3店舗で7日間であるので、これだけの方になったのかと思う。そこではいろいろとご相談とアンケートを合わせてやっているところもある。アンケートに824人お答えいただいているということも含めてであり、こちらはa u P A Yでアンケートに答えていただいた方にポイントを付与していたところもある。そういったところで、全てが相談ではなく、アンケートを含めての人数と捉えていただければと思う。

三階委員 私もこれを地域の方にいろいろ説明するときに、ご高齢の方がデジタルデバイスではないがスマホは持っているがやり方が全くわからない、最初のキャッシュレス何とかというともうだめだということで聞かない。教えてあげても、そこでお金を入れたりいろいろ金銭面もあるので、そんなにうまくすぐにはできない。こういうキャンペーンをやってポイントが付与されているから、アンケートも一緒にやっているからこれだけ多いのかと言っているが、私は、やり方がわからない人がものすごくまだ多いと

思う。こういうことはやはりどんどん進めていかなくてはいけないと思っているが、今後このキャッシュレスでやるのかわからないが、デジタルデバイドへの対応は大事だと思うが、こういう取り組みをするなら、一緒になってぜひともやっていただきたいと思うが、そこら辺の考え方をお聞きしたい。

加藤観光担当課長　こちらのキャッシュレスキャンペーンでは、以前はスマホ教室も併せてやらせていただいたところである。高齢者への対応というのは、本当に今言われたとおりである。その後であるが、高齢支援課で恒常的にスマホ教室をやっているようなところがある。キャンペーンでやるのが効果的な部分もあるし、日常的な部分で使っていただけるという安心の部分も含めていろいろなサービスを受けられるといったところでは、経済分野だけではなく市全体として取り組んでいくといった対応になっていくかと捉えているところである。

三階委員　今後、こういう市民経済部の観光担当だけではなく、今DXとして進めていくのだが、ぜひともこういうことをするのであればセットで必ず推進していただきたいと思っている。その点を要望して終わりたいと思う。

遠藤委員　今回の目的は市民生活を応援する物価高騰対策であるという趣旨においてはたくさん効果があったと私も評価している。

一方で、キャンペーン期間中にニーズというか需要を先取りしたということも言える。つまり、この期間は2割引で安いから買ってあげた、翌月にはもうそのときに買ってしまったから買わないのだということになると、全体のニーズというか消費はそれほど変わらないと思う。2割引きだから少しぜいたくしようかなという、もっと消費の拡大につながる部分が今後必要になってくる。これだと、ただ税金を何億円か投入してその分の支援をしたということだと思う。それがさらなる消費の喚起につながっていくともっとすばらしいと思うが、その辺のお考えを伺う。

磯貝市民経済部長　今、委員が言われたとおり、確かに需要の先食いの面は当然あったかと思っている。ただ、それも含めて今回物価高騰対策、先にも買うものも含めて一定程度安く買えたというところでは市民の方にメリットがあったのかと。それに加えて、メインの目的は市民の方の物価高騰対策だったが、

物価高騰で苦しんでいるのは市民の方だけではなく事業者の方、小売店舗さんである。これをやることによって一定程度市外の方も、本来市外のご近所のところで買物をする方が、多摩市内の店舗さんで購入していただけた。この期間中ふだんよりかなり多くの方が来られて購入していただいているという状況もあったので、そういった意味合いでの効果もあったかと考えている。

遠藤委員 購入した方がどういう属性かというのはどのくらいわかったのか。コモディイイダでの実験でわかったということか。

加藤観光担当課長 そうである。全体とするとそこまではわからないが、コモディイイダさんのところで、今日お出しさせていただいた資料の２ページ目の下のところにあるが、６割強が市内であるので、逆に４割近くは市外の方にお越しいただいていることになる。そういったことで外からお買い求めに来られたことがわかったところである。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号１７番、多摩市都市農業振興プランの改定について、市側の説明を終わる。

渡邊経済観光課長 協議会資料の１７番をご覧ください。こちらは多摩市都市農業振興プランの改定についてである。こちらは平成３１年３月に策定した多摩市都市農業振興プランが５年を経過するので、今年度多摩市の都市農業振興プラン改定検討委員会を立ち上げて中間見直しを行ってきた。こちらで検討を重ね、３月末にプランを改定するので報告をさせていただくものである。

１番、改定までの経緯である。令和５年７月に農家と市民の方の意向調査を実施をさせていただき、７月下旬から４回に分けてプラン策定の検討委員会を開催してきた。年明け１月から２月にかけてパブリックコメントを実施させていただき、３月にこちらで決定させていただく予定である。３月下旬には公表の予定である。

こちらの計画の期間については、当初１０年計画だったものを見直ししたので、令和６年度から令和１０年度までの計画となる。

計画の位置づけとしては、都市農業振興基本法第10条における基本計画、農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想として位置づけるものである。

見直しをした内容については、本市の農政を取り巻くデータや関連する法律について、最新のものに時点修正をさせていただいた。また、これまでの取り組み状況を踏まえ、施策の細目について修正をさせていただいた。

2ページ目をご覧願う。こちらは概要版である。左上の大きな体系の部分については変更がない。こちらの黄色いマーカーが引いてある部分が修正をさせていただいたものである。左で言うと、令和4年7月にみどりの食料システム法が施行、また令和5年3月に東京農業振興プランが策定されたが、そういった時点の修正をさせていただいたものである。この下のグラフについても、令和2年のものを最新のものと追記させていただいた。

次のページである。左側の下の部分であるが、第6章に10年後の2028年度の主要な指標を記載させていただいている。こちら、最新のデータが出たので修正すべき点について修正をさせていただいた。まず2番目のところで目標とする農家数については、当初50戸だったところを54戸とさせていただいている。また、3番のところ、認定農業者数であるが、当初11経営体を目標としていたが、現時点で12経営体であるので14経営体に修正している。また、それに伴って8番の認定農業者への農地集積率も26.5%に目標を修正している。こちらの右側の施策の体系については修正・変更等はない。

(協議会一時終了)

午後 4時55分 再開

小林委員長

休憩前に引き続き委員会を再開する。

本日の会議は議事の都合によりあらかじめこれを延長する。

この際暫時休憩する。

午後 4時55分 休憩

(協議会再開)

小林委員長 協議会を続行する。

渡邊経済観光課長 それでは、引き続いて次のページをご覧ください。多摩市都市農業振興プラン施策の細目の修正等についてである。こちらを幾つかピックアップしてご説明をさせていただきたいと思う。4番、5番のところであるが、土壌改良材供給と連動した有機栽培マニュアルの作成と5番の環境保全型農業により生産される農作物の流通・販売面での支援を一つにまとめさせていただいて、環境保全型農業への取り組みの支援とさせていただいている。有機栽培マニュアルについては既に別の農研機構等で発行されているということで、マニュアルづくりにとらわれず、広く環境保全型農業への取り組みを支援するとしている。また6番目のところについては、新規施策としてプラ削減・カーボンニュートラルを目指す農家の取り組みの支援である。こちらは「気候非常事態宣言」を宣言している本市としての取り組みということで新たに追記させていただいた。

次のページを見ていただいて、7番目についてであるが、こちらは災害時の農地提供に関する農業者との協定締結の検討である。災害時における農業者との協定締結の検討で、特に農地提供に限らず広く協定締結の検討を行っていくということで修正をしている。また10番目であるが、新たな農業体験施設創設に向けた研究であるが、(仮称)連光寺六丁目農業公園の開設ということで現在進められている事業についての表記とさせていただいている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今回見直しをされてきた中で、5年前と5年後でまた課題の見え方も違って来たかと思っているが、その辺りのことについて改めてお伺いしたいと思う。

渡邊経済観光課長 5年というところでは、当初特定生産緑地に移行することで農地を維持していこうと取り組んできた。この辺の取り組みも、市とJAと農業委員会が連携しながら周知をしてそちらに一定程度移行してきたところであるが、その後の活用ということでは、高齢者の方もふえてきていてご自身ではなかなか耕作し切れないという方の声も聞いている。農地の貸し借りや新たな法制度なども活用しながら農地を保全していくことが今後の課題

になるかと考えている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会番号18番、多摩センターわくわくプロジェクトプロジェクト進捗報告について市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料の18番をお開き願う。まちづかいを起点としたまちづくりにつなげていく多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的なご報告である。本日は、12月議会以降の動きと今後の予定についてである。

まず公共施設のリニューアル進捗状況であるが、4月14日の日曜日に多摩中央公園のパルテノン多摩にあるこどもひろばOLIVEから出たスペースがオープンするところである。オープン日については、こどもひろばOLIVEと連携したイベントを予定しているところである。

続いて3、3月社会実験までの動きについてのご報告となる。大きくは空間のつかい方、遊歩道の安全な通行、これからの公園のつかい方、こちらの3点となる。

まずは空間のつかい方であるが、パルテノン大通りの植栽ますについて、1月31日から3月6日まで3回のワークショップで企画を詰め、4か所の植栽ますを使って実施することになっている。

次に、3ページ、(2)遊歩道の安全な通行のあり方である。本日3月15日から、2回目となる社会実験をレンガ坂で実施している。10月末に行った社会実験を検証した結果、良かった点、悪かった点、見えてきた課題等については記載してあるとおりとなる。良かった点は白丸で表示している。悪かった点、見えてきた課題については黒丸で表示している。良かったところとしては、白線を引いたことで自転車走行者の70～80%が自主的に白線内を走行していただいた。あとイベント開催での混雑時、ハロウィーンのとくに実施したので、そういったところでは交通誘導員の指示に従って自転車の徐行運転、押し歩きをしていただけたところである。

一方、一番問題だと捉えているのが、遊歩道に白線を引いたことで自転

車専用レーンだと誤認されてしまい、歩行者優先道路という遊歩道の基本的な事項が遵守されていなかったと考えている。加えて、自転車のスピードも期待したほど落ちなかったということもあった。改修後のレンガ坂は道幅が広がったので快適になっているところであるが、下り方向の平均速度が時速約21キロ、上り方向の平均速度が時速約12キロとなっている。これらの課題を踏まえ、1月31日と2月17日の2回、市民と意見交換をし、記載のとおり意見を頂戴している。そこで出たご意見や学識経験者のアドバイスも参考にしながら改善すべき点を取り入れて本日から社会実験を行っているところである。

今回の社会実験の具体的な内容としては、自転車専用レーンだと誤認されないように、地面に白線を引かない。ピクトグラムや矢印などによる最小限の表示で自転車を道路の中央付近に誘導すること。もう一つが、全幅員が歩行者優先道路であるということから、注意喚起の表示について、自転車走行者に対してのみ行うことにしている。この実験で得られた通行データや社会実験中に実施する市民アンケート調査によって、今後の安全な通行のあり方、方針などを定め、その周知に努めていくところである。

続いて、4ページの(3)これからの公園のつかい方である。こちらについては、3月2日にパークライフショーをインクルーシブをテーマに、公園、レンガ坂、パルテノン大通りも含めて、地域一帯を会場として市民主体の企画で実施した。また、まちの中で通りがかりの人に取り組みを知っていただくことを目的にして、まちづかい企画を実施した方ややりたい方、実践されている方にお集まりいただいて、オープンな場で語り合っていただくことも実施したところである。

7ページにお移りいただいて、今後の動きである。3月11日、今週の月曜日から来週24日の日曜日までの2週間、まちづかい社会実験を実施しているところである。新たな移動手段の検証として、グリーンスローモビリティの運行、パルテノン大通りでの屋根かけ、デジタルサイネージの設置、先ほどご説明させていただいた市民企画で実施する植栽ますの新たなつかいかた、日常の新たな移動手段となり得る電動キックボードの試乗会、ココリア前でのくつろぎ空間の検証、先ほどご説明させていただいた

レンガ坂での遊歩道の安全な通行のあり方、こういったことに関する検証を実施していくところになる。企画によって実施日が異なるのでご注意の上、ぜひ足を運んでいただいてご覧いただければというところである。

続いて、8ページの(2)であるが、こちらは来年度の進め方である。令和6年度については、多摩センターの将来ビジョンや都市再生整備計画の策定をしていくところとなってくる。社会実験や多摩ラボ活動といったものを通して収集したまちの声や検証結果、そういったまちづかいをまちづくりに反映することも含めて検討していくところとなっていく。また、将来ビジョン策定に向けては、多摩センターに立地している企業へのヒアリングや市民へのアンケート調査も実施しながら、多くの声をいただいて進めていくことを予定している。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 一応資料を見ての確認であるが、2ページと3ページのところで、空間のつかい方と遊歩道の安全な通行のあり方ということで第1回というのがそれぞれ載っているが、同じ時間に同じ場所で参加人数が3人というのは、3人とも別のテーブルで仕事をしているのか。それとも同じ人たちなのか。

加藤観光担当課長 別のテーブルである。

岩永委員 同じときにやったということか。時間帯の設定なのかどうなのかかわからないが、わくわくという割には参加人数が少ないような印象があるが、その点はどのように考えられているのかを伺いたいと思う。

加藤観光担当課長 こちらについては、今までもご参加いただいた方などにお声をかけさせていただいたところであった。確かに人数的な部分では委員言われるとおり少なかったかと思っているので、やり方や日付なのか時間なのか、そういったところも含めて多くの方にご参加いただけるようなことを考えていきたいと思っている。

岩永委員 8ページのところは多分今やっていることかと思うが、「市民アンケート調査」と書いてあって、職員が通行人に声をかけてアンケートを実施するというのがあるが、このアンケートは、幾つ取るという何か目標のようなものを定めながらやっているのか。

檜島道路交通課長 レンガ坂で行う市民アンケートであるが、パネルを作ってこれにシー

ルを張っていただくような形をとっていかうかと思っている。職員で分担してやるが、一人頭100人ぐらいずつ集めて合計で500件ぐらい集められればよいかと思っている。

岩永委員 あまり思い出したくないが、いわゆるレンガ坂の改修工事でも同じような感じでアンケートをやったのではないかと思っているところがある。確かに皆の前でパネルにシールを貼ってもらう形式がよいかと思うが、あのときも同じようにアンケートを取って、それに基づいて結果を出して、市でこうしようと思ったのに、最後、あら？ のようなことになってしまったのではないかと思っている。本当にアンケートをどう取るのかというのは、町なかで実際に通行している人にアンケートを取っていくのは否定しないが、本当にどういうのがよいのかについては、アンケートの取り方の工夫とかがあるかという気がしたが、その辺りは何か検討されたのか。

檜島道路交通課長 今回のアンケートは職員直営でやるようにしている。パネルを前に下げて直接聞き取るようにして、10月のときはパネルを置いた形でやってしまったのもあり、同じ人が2回貼っていたというご意見などがあったりしたので、今回は職員が直営でやってなるべくダブらないようにということと、平日やるようにして、なるべく利用者の市民の方を対象に取っていかうかと思っている。

岩永委員 3月15日から21日まで毎日平日ということだと思うが、平日と休日では利用のされ方もきっと違ってくるし、市民アンケートと言っても市外の方もやはりおられるかもしれない等いろいろなことがあるかと思っているので、どのようにアンケートをとって分析していくのかというところは丁寧にやってもらいたいと思う。基本的には通行している人にアンケートでよいのかと思いながらも、レンガ坂には思いがある方も非常にたくさんおられると思うので、近隣の住民の方々にも聞いていくようなことがないと、最後せっかくこうやってアンケートを取って、行政としては手続を積み重ねてきたはずなのに、最後のところで決めようと思ったら、またちやぶ台をひっくり返すようなことをしなければならないということだけでは気をつけていただきたいので、それは申し上げておきたいと思う。

もう一つであるが、パークライフショーがそうだったかと思っているが、

いわゆるCMA（多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション）
だと思う。昔クリエイティブキャンパスアソシエーションというのがあつ
たような気がするが、今その活動状況はどのようになっているのかあまり
報告もないが、それについて伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 CMAの活動については、今多摩中央公園内が改修工事中というこ
ともあり、確かに委員言われるように表立った活動というところでは、こ
のプレイスメイキングの実施が主立ったものになってしまう。しかしなが
ら、連携のあり方や今後の連携体制については、年に4～5回ほど連携協
議会を開催しており、主には多摩中央公園開園後の取り組みについて今体
制を固めて準備しているところである。

岩永委員 今、多摩中央公園は改修工事をしているところなのでなかなか動きが見
えにくいというのはそのとおりだと思うが、そこがどのように動いている
のか、4～5回ぐらい集まっているということであるが、その動きもあま
り見えてこないというか、なかなか報告しがたい部分もあるのかと思っ
たりしている。そこも何となく見えてこないが、パークライフショーは一つ、
今まで多摩中央公園の改修工事に関わってくる市民の方なども一緒に巻き
込みながらやっているのはよくわかったが、これからもっと広げていくと
いうか、市民の人たちにも知ってもらったほうがよいと思う。前は連携
協議会をやるための会議の議事録のようなものも見ることができたが、今
多摩市公式のホームページではどこにそれが掲載されているのかと思っ
たので、その動きがわかるような感じで協議していただけるとありがたいと
思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

午後 5時14分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 ５時１５分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一